

第2章 史跡中里貝塚の概要

第1節 史跡指定に至る経緯

中里貝塚の貝殻が広い範囲に散布する様は江戸庶民の知るところであったが、遺跡として考察されるのは明治時代に入ってからである。明治19年（1886）に「中里村介塚」が発表されると台地上の貝塚と異なる中里貝塚は大いに注目され、議論的になつた。明治29年（1896）の報告を最後に議論は一定の終結を見せ、操車場の開設や市街化による急速な変貌とともに学界でも何時しか取り上げることはなくなつていった。

昭和50年代後半、中里貝塚への関心が否応なしでも高まる機会を迎えた。当時、大宮始発だった東北新幹線が上野へ乗入れることになり、中里貝塚の故地を斜めに通過する可能性が出てきたのである。計画線内は文化財保護法に言う「周知の埋蔵文化財包蔵地」に該当していなかったが、東京都教育委員会が当時の国鉄に文化財調査が必要な旨、協議を申し入れ、試掘調査を経て昭和58年（1983）に発掘調査を開始した。結果、丸木舟をはじめ多量の遺物や動植物遺存体が出土し、古環境復原に有効な低湿地情報が得られ、縄文時代の海岸線の変遷や活動の痕跡を確認することができた。平成2年（1990）には、区の特別養護老人ホーム（現・上中里つつじ荘）建設に先立ち発掘調査され、新幹線調査区の成果を補強する内容となつたが、これらの調査では中里貝塚の再発見には至らなかつた。

平成8年（1996）、北区は国鉄清算事業団から公園用地として土地を取得し、区教育委員会が公園整備に先立ち試掘調査を実施した。用地からは大量のハマグリとマガキの貝殻が出土し、漸く中里貝塚本体にメスが入ることになった。発掘調査の進捗に併せ現場視察した研究者は、一様にこれまでの貝塚の常識を覆す発見と評価を下した。10月以降、報道機関は大々的に取り上げ、11月13日には天皇皇后両陛下が足を運ばれ熱心に見学された。貝層や遺構は現状保存が調査中に確定し、養生して埋め戻された。同時に、史跡指定の気運が生まれていった。



第4図 平成8年の新聞報道など（『中里貝塚－発掘調査概報－』より）

発掘調査の成果に基づく文化庁の見解は将来、史跡指定が十分考えられるので、調査報告書の刊行、貝塚の分布範囲の確定、公園用地と同規模の公有地の確保、の3点について検討を求めるものであった。準工業地域の中里貝塚一帯は、工場と住宅が混在する民有地で、同規模の公有地を確保することは難題である。

解決策が見出せない状況が続くなか平成11年（1999）に急転する。公園用地の西側100m離れた場所で、工場移転に伴う跡地の敷地南側にマンション建設計画が浮上した。工場の解体後に行なった試掘調査では予想以上に良好な貝層を検出し、発掘調査が必要と判断された。現地視察した文化庁調査官は、調査地点の性格を早急に究明することや調査区外の敷地北側についても貝層の分布範囲を把握するため確認調査を行うよう指導された。発掘調査では貝層下の波食台に敷かれた木道など新たな遺構が発見され、公園用地同様に重要性が顕在化した。調査と併行し文化庁、東京都、北区は、史跡指定ならびに工場跡地の土地買上げについて協議を重ね、方針を確認した。そこで、区はマンションの建設計画中止と敷地全体の土地買上げを申入れ、建設断念と区への譲渡が決定した。終盤を迎えていた発掘作業は全面保存に方向転換し、養生して埋め戻された。

平成12年（2000）3月、区は公園用地と土地買上げ用地の東西2箇所の史跡指定申請書を提出し、同年5月19日に文化財保護審議会から国史跡指定の答申を受けた。同年9月6日には官報告示により、貝塚では大森貝塚に次ぐ都内2番目の国史跡誕生となった。

平成23年（2011）、西側指定地の隣接地で工場跡地にマンション建設が計画され、確認調査が行われた。検出された2mを超す貝層の遺存状態を鑑み、文化庁、東京都と協議を経て、土地所有者へ追加指定と土地買上げを申入れ合意した。

平成24年（2012）1月、区は追加指定の意見具申を申請し、同年6月15日に国の文化審議会は中里貝塚の追加指定を答申した。同年9月19日の官報告示により、史跡の追加指定が通知されている。

第2節 史跡指定

指定の状況

■指定名称：史跡中里貝塚

■指定年月日（官報告示）：平成12年9月6日

平成24年9月19日 追加指定

■所在地：東京都北区上中里二丁目

（2-19, 2-20, 4-25, 8-3, 8-14, 9-13, 9-14, 8-4, 8-5, 9-3, 9-17）

■指定面積：6,248.49m²

■指定理由：最大で厚さ4.5メートル以上の貝層が広がる、縄文時代の海浜低地に営まれた巨大な貝塚。焼石を投入して水を沸騰させて貝のむき身を取ったと考えられる土坑や焚き火跡、木道などが確認されている。生産された大量の干し貝は、内陸へ供給されたものと想定され、縄文時代の生産、社会的分業、社会の仕組みを考える上で重要である。

（※月刊文化財掲載の指定説明文は、巻末資料を参照。）



第5図 史跡指定地の地番図

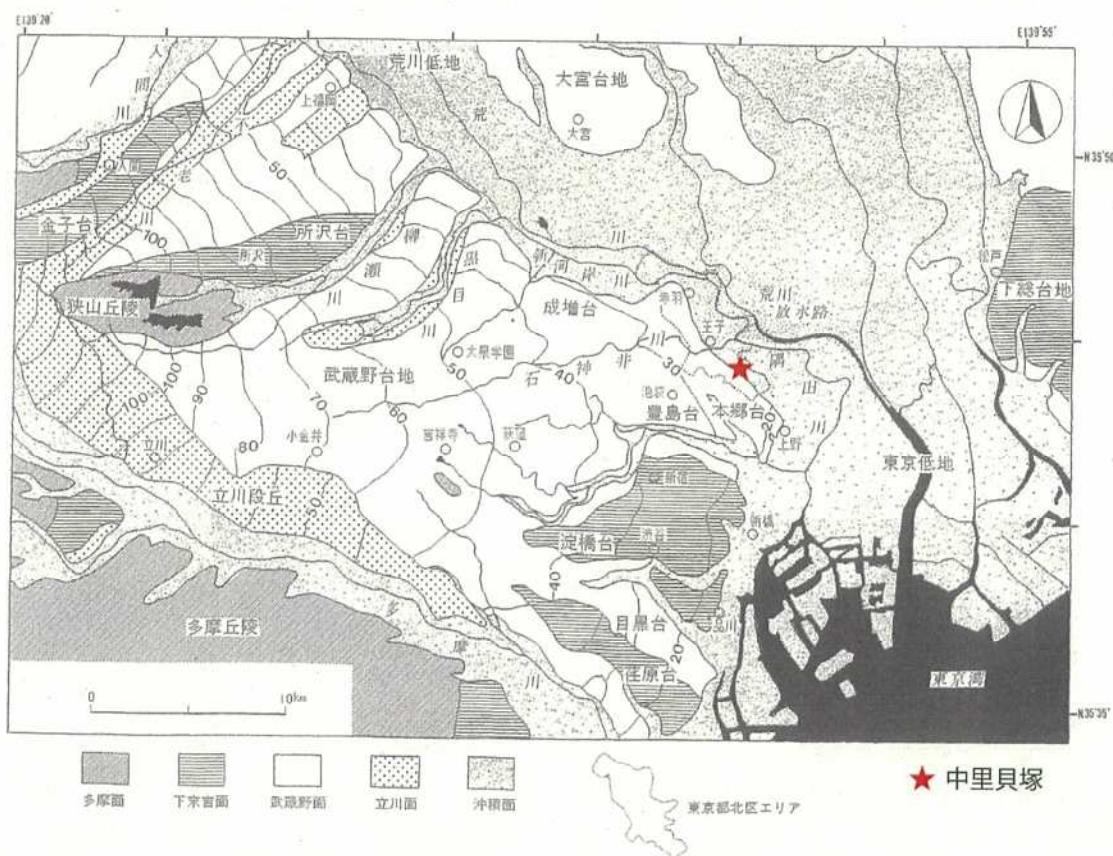
第3節 中里貝塚を取り巻く環境

(1) 自然的環境

東京都北区は、洪積台地の武蔵野台地およびそれに連なる沖積低地の東京低地という地勢からなり、武蔵野台地の北東端ならびに東京低地の西端に位置する。台地縁の崖線は北西から南東に走り、北区管内を東の低地側と西の台地側とに分けている。中里貝塚は崖線直下の沖積地に所在し、北西には武蔵野台地から東京低地に出たばかりの石神井川の流れが見られる（第6図）。

武蔵野台地は、古多摩川が形成した扇状地を起源とする段丘と下末吉海進最盛期（約12～13万年前）に形成された古東京湾が段丘化した地域などで構成されている。いずれも表層近くには関東ローム層が厚く堆積している。中里貝塚に隣接する台地上は標高25mを最高所とし、約6万年前に古荒川の河床として形成された層厚約6mの関東ローム層が堆積する本郷台と呼ばれる段丘であり、地形面的には武蔵野面（M2面）に相当する。本郷台は上野から赤羽まで急崖をなして東京低地に臨んでおり、王子より北では土地の名を冠して十条台・赤羽台とも呼ばれている。

東京低地は、武蔵野台地と対岸の下総台地の間に横たわる幅広い沖積地である。この地形は最終氷期極相期に古荒川と古中川が合流していた古東京川により浸食された大きな谷地形で、後氷期における縄文海進最盛期（6000～6500年前）に奥東京湾化した際に分厚な海成層（有楽町層）によって埋積されたものである。中里貝塚を含む北区管内における東京低地は右岸側に位置する。



第6図 東京付近の地形面区分（『史跡中里貝塚 総括報告書』p.5 より引用）

東京低地の地表下—20～—30 m付近には古東京川などによって形成された河岸段丘が埋没しており、王子埋没段丘と命名されている。また、地表下—5 m付近には縄文海進最盛期に奥東京湾を形成した際、波の喰力によって海食崖と化した武藏野台地の縁が後退していく中で、その前面に武藏野ローム層より数m下部に堆積している固結した東京層（下末吉海進最盛期における海成層）が剥き出しにされ、平坦なテーブル状に削り込まれた波食台を確認できる。東北新幹線上野乗入れ工事に伴う中里遺跡の調査では縄文海進最盛期の海食崖（写真3）、中里貝塚では生痕化石が無数にみられる波食台がそれぞれ検出されている。波食台は沖側に向かって緩やかに傾斜し、その幅は500 m未満とされる。

中里貝塚が立地する本郷台直下の東京低地には砂洲が形成され、2つの微高地が見られる（第7図）。微高地はJR王子駅東方には飛鳥山微高地、JR田端駅北西には田端微高地と呼ばれる高まりである。前者は台地を流下してきた石神井川が東京低地に出る付近に発達しており河成地形とも考えられるが、後者の成因については不明である。砂洲については

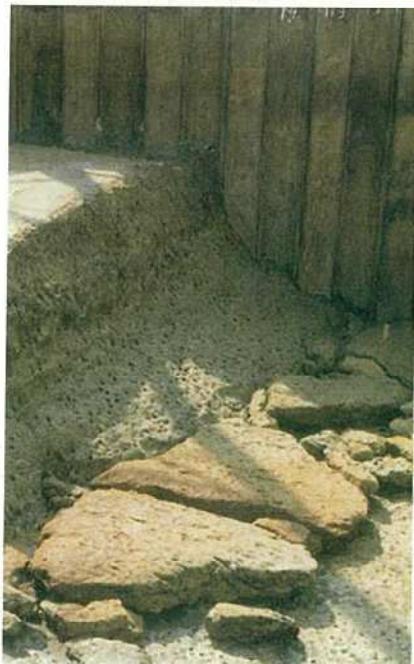
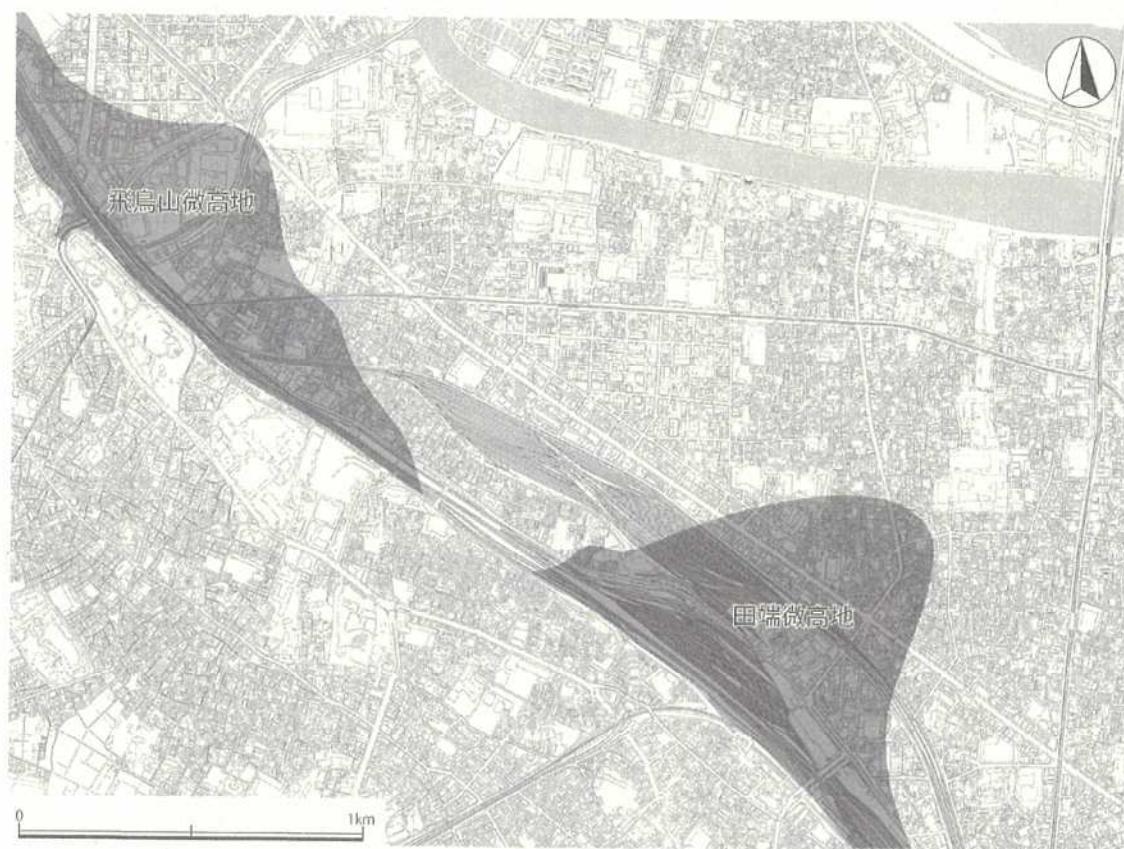


写真3 海食崖



第7図 史跡周辺の地形図（『史跡中里貝塚 総括報告書』p.6 より引用）

海食崖が波の営力により浸食されていく過程で、崩された本郷層や武藏野・立川ローム層等が基本材料となり形作られていったとみられ、形成時期は縄文時代前期から中期前半にかけてと推定できる。そして、中里貝塚はこの田端微高地の北西側に隣接して分布していることが判明している。

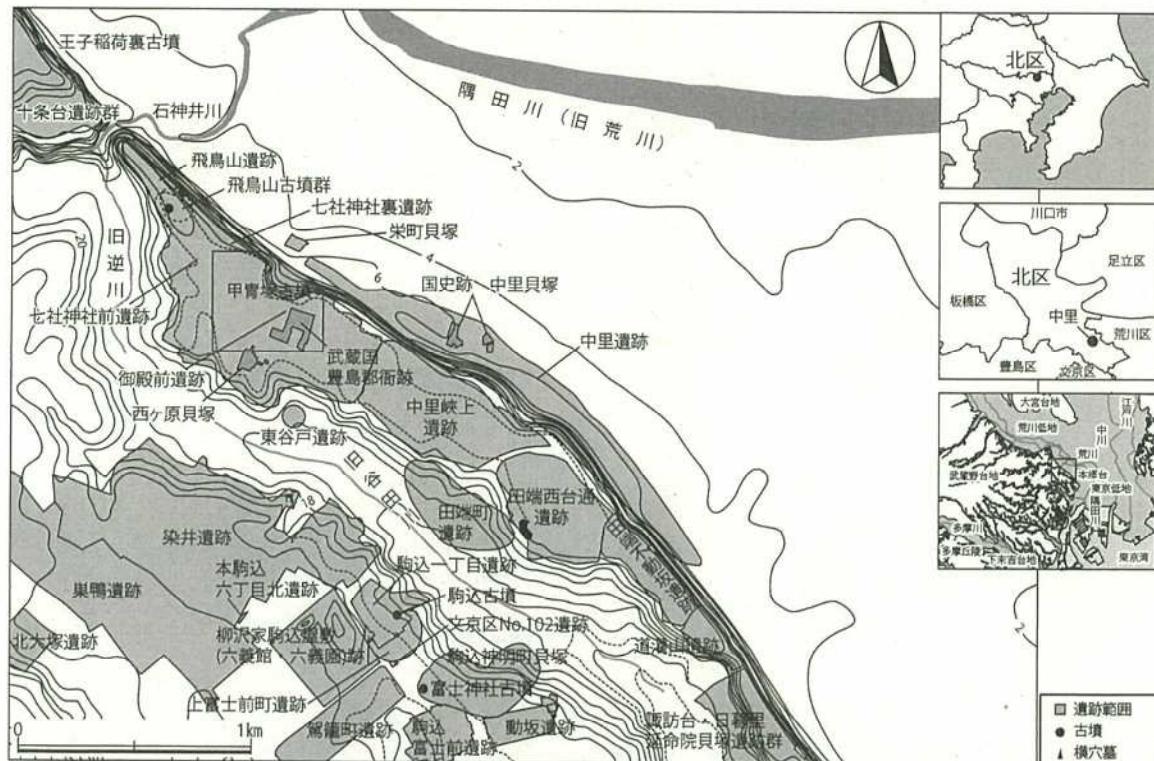
(2) 歷史的環境

①旧石器・縄文時代

旧石器時代の遺物が出土している遺跡は、御殿前遺跡・飛鳥山遺跡・田端町遺跡・田端西台通遺跡が知られるが、密度からすれば希薄と言わざるを得ない。その中では御殿前遺跡の20箇所以上の遺物集中地点は群を抜いており、ナイフ形石器をはじめとする石器や火を焚いた痕跡を示す赤色化した礫（礫群）が集合して出土している。特筆されるのは有樋尖頭器と呼ばれる石器が発見され、有樋尖頭器の製作に関連する破片類も数多く出土しており、本郷台地上の貴重な事例である。

最終氷期を経て後氷期を迎えると、温暖化とともに繩文海進が自然環境の変化をもたらさせていった。繩文時代草創期では土器は発見されていないが、草創期に特徴的な石器が西ヶ原貝塚で出土している。早期では撲糸文土器や条痕文土器が飛鳥山遺跡・御殿前遺跡・中里遺跡などで出土しているが、遺構は御殿前遺跡で早期後半の炉穴3基が検出されているに過ぎない。

縄文海進最盛期の前期に至ると、海岸線を見下ろす台地上には、飛鳥山遺跡で関山式期の貝塚、七社神社前遺跡で黒浜式期の貝塚や諸磯式期の径 200 m 規模の中央部に墓群を伴う環状集落などが営まれている。諸磯式期の墓壙から多量の浅鉢形土器や玦状耳飾が出土している。



第8図 中里貝塚と周辺の遺跡位置図（『史跡中里貝塚 総括報告書』p.13を改変）

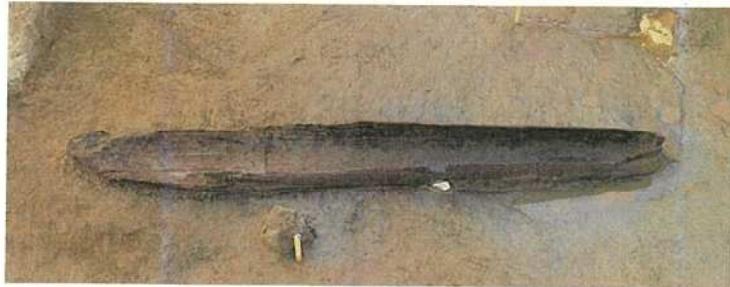


写真4 丸木舟の検出状況

前期末から中期にかけては寒冷化による小海退が進み、海進最盛期の海岸線は徐々に後退していった。中里貝塚に隣接する中里遺跡では、中期前半と推定されている丸木舟（東京都指定有形文化財）が田端微高地の砂層中から発見され、出土した多量の煤けた縄文土器や土器片錐、焼礫群などは、海岸線での活発な活動を物語っている。彼ら縄文人の居住地は、勝坂式期の七社神社裏貝塚や大蔵省印刷局内貝塚、加曾利E式期の御殿前遺跡など、台地上の集落であった。漁期には海岸線に下り立ち、採貝や採藻、漁撈を行ったのであろう。

後期には海退がさらに進み、中里遺跡では埋没林や泥炭層の堆積する湿地が確認されている。出土遺物は激減し、中期から後期初頭まで続いた海岸線での活動は終焉を迎える一方、台地上では学史上著名な西ヶ原貝塚（東京都指定史跡）が崖線の反対側の開析谷に面して馬蹄形貝塚を形成し、集落は晩期まで営々と存続する。近年、西ヶ原貝塚出土の土器から新たな製塩研究が進展している。ほかでは後期の称名寺式期から堀之内式期にかけて、御殿前遺跡・飛鳥山遺跡・七社神社裏遺跡・中里峠上遺跡などで竪穴建物や土坑から土器・石器・石棒・貝ブロックなどが出土しているが、その規模は大きくなっている。晩期の遺跡は、西ヶ原貝塚以外では中里貝塚から晩期の安行式土器が出土し興味深い。

②弥生・古墳時代

稻作が開始される弥生時代前期の明確な遺跡は詳らかではないが、中期に入ると集落遺跡が登場する。戦前に発見された飛鳥山遺跡出土の土器は、山内清男によって「飛鳥山式」という土器型式が設定され、南関東で本格的な稻作社会が形成され始めた段階に位置づけられている。中期後半の宮ノ台式期には飛鳥山遺跡に環濠集落が営まれ、環濠の外側に方形周溝墓群が検出されている。同時期の集落遺跡は、南から荒川区道灌山遺跡・飛鳥山遺跡・亀山遺跡・赤羽台遺跡が台地上の端部に連なって分布している。そのうち道灌山・飛鳥山・亀山の3遺跡は、東京低地を見下ろす環濠集落である。

後期には集落数が増えその規模も大きくなる。中里貝塚周辺の台地上には、御殿前遺跡・七社神社前遺跡・田端西台通遺跡・田端不動坂遺跡など連綿と集落遺跡が分布し、なかでも御殿前遺跡を中心とする西ヶ原の集落規模は格段に大きい。御殿前遺跡では後期前半に環濠集落が造られ、環濠外に方形周溝墓群を有している。後期後半の弥生町式期にはさらに竪穴建物数は増加し、方形周溝墓・土壙から鉄剣や鉄釧など副葬品が発見されている。また、田端西台通遺跡の方形周溝墓からも

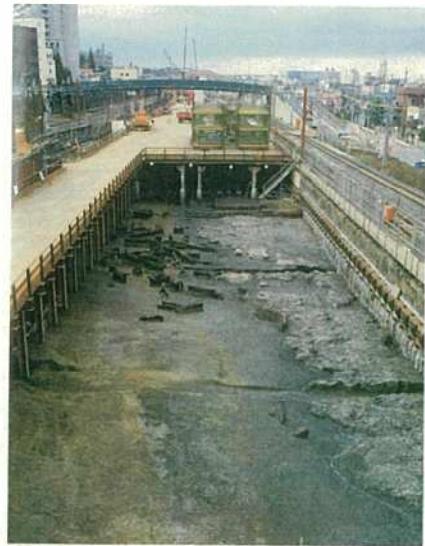


写真5 縄文時代の海岸線

鉄劍・鉄鉤や多量のガラス小玉が出土しており特筆される。

後期末から古墳時代前期にかけては集落規模が縮小し、遺跡数も減少する。田端不動坂遺跡では、珠文鏡と呼ばれる小型の青銅鏡と勾玉・管玉・ガラス小玉など総数140点以上の玉類が土坑から一括出土し、4世紀後半にムラの廃絶にあたって行われた祭祀に伴う宝器と考えられている（東京都指定有形文化財）。当該地では、次の5世紀代の集落遺跡は確認されていない。また、当該期の古墳も未検出である。

古墳時代後期では、小規模ながら集落と古墳が発掘調査されている。集落遺跡は中里峠上遺跡だけであり、古墳は飛鳥山古墳群と田端西台通古墳群の2つの円墳群があげられる。集落の造営年代と古墳の築造年代は、いずれも6世紀末から7世紀前半にかけてであり、古墳の埋葬主体部が確認されたのは飛鳥山1号墳のみである。

③奈良・平安時代～中世・近世・近代

奈良時代直前の7世紀後半、御殿前遺跡一帯には武藏国豊島郡衙が創建される。豊島郡衙は、平安時代前期の9世紀後半まで200年近く継続的に造営された古代律令期の地方官衙である。これまでの調査で郡庁や正倉院、館などの諸施設が発見されており、有数の郡衙遺跡として著名である。昭和58年に豊島郡衙が初めて発見された調査地点（現、北区防災センター、滝野川体育館、滝野川消防署）は、北区史跡に指定されている。また、郡衙の至近には中里峠上遺跡・田端西台通遺跡・田端不動坂遺跡の律令集落があり、郡衙の造営期間にほぼ併行する。田端西台通遺跡では、和同開珎が1点出土している。

豊島郡衙や集落遺跡が終焉を迎えた後の古代末期に相当する遺跡は明確ではないが、11世紀になると豊島郡を支配する中世領主・豊島氏が豊島郡衙の跡地周辺に本拠をおき、鎌倉時代へと移る。平塚神社周辺の台地上には、太田道灌が文明9年（1477）に落城させた豊島氏の居城・平塚城が築城されたと伝えるが、中世の溝址や地下式坑、板碑など大規模な発掘調査で検出されてはいるものの城郭の実態は解明されていない。なお、崖線下の中里遺跡で出土した青磁・白磁など舶載磁器は、豊島氏を筆頭とする武士たちの存在を想像させる資料となっている。

戦国時代が終わり江戸時代になると、徳川将軍家の鷹場が設置された。御殿前遺跡の「御殿前」は小名であり、元は鷹狩の際に使用された御殿を意味するものである。また、飛鳥山が江戸の名所となつたのは八代将軍徳川吉宗の桜植樹によることは良く知られ、整備された街道の日光御成道に西ヶ原一里塚（国史跡）が置かれた。王子・飛鳥山・滝野川は日本橋から約2里の距離にあり、江戸市中から日帰り可能な渓谷美と桜の山で有名な名所として親しまれていった。

北区の地は幕末まで江戸北郊の農村に過ぎなかつたが、明治以降急速に都市化が進み、千川上水・石神井川・荒川の水利によって近代産業が開花する。日本で最初の綿紡績工場あるいは抄紙会社や印刷局抄紙工場などが石神井川下流部に相次いで建設され、王子周辺に纖維・製紙・薬品などの諸工場が集積して近代産業発祥の礎を築いた。また、西ヶ原には樹木試験場や蚕病試験場、農事試験場など農業関係の研究機関が次々に開設され、近代農業技術の中心地であった。そして、飛鳥山から西ヶ原には近代の国指定文化財が点在することもこの地の特色になっている。旧渋沢家飛鳥山邸（晚香齋・青淵文庫）・旧醸造試験所第一工場の2つの重要文化財（建造物）に加え、旧古河氏庭園の名勝がある。



写真6 西ヶ原貝塚



写真7 御殿前遺跡



写真8 飛鳥山1号墳



写真9 西ヶ原一里塚



写真10 旧渋沢家飛鳥山邸（晩香廬）



写真11 旧渋沢家飛鳥山邸（青淵文庫）



写真12 旧醸造試験所第一工場



写真13 旧古河氏庭園

④北区内の指定文化財

北区には、国指定文化財 8 件、国認定重要美術品 1 件、国選定保存技術保持者 1 件、東京都指定文化財 7 件、北区指定文化財 35 件、北区台帳登録文化財 11 件があり、その内訳は以下の通りである。

第 1 表 指定文化財一覧

国指定文化財

名称	区分	指定年月日	
西ヶ原一里塚	史跡	大正 11 年 3 月 8 日	
奥山峰石（喜蔵）	重要無形文化財	工芸技術	平成 7 年 5 月 31 日
スタンホープ印刷機	重要文化財	歴史資料	平成 10 年 6 月 30 日
中里貝塚	史跡	平成 12 年 9 月 6 日 →平成 24 年追加指定	
旧渋沢家飛鳥山邸 (晩香廬・青淵文庫)	重要文化財	建造物	平成 17 年 12 月 27 日
旧古河氏庭園	名勝	平成 18 年 1 月 26 日	
近代教科書関係資料 内訳 教科書類、掛図、版画、版木	重要文化財	歴史資料	平成 18 年 7 月 10 日
旧醸造試験所第一工場	重要文化財	建造物	平成 26 年 12 月 10 日

国認定重要美術品

名称	区分	指定年月日	
額面著色鬼女図	—	昭和 9 年 9 月	

国選定保存技術保持者

名称	区分	指定年月日	
小澤正実	選定保存技術	甲冑修理	平成 10 年 6 月 8 日

東京都指定文化財

名称	区分	指定年月日	
西ヶ原貝塚	史跡（旧 旧跡）	平成 11 年 3 月 3 日 (大正 8 年 10 月)	
飛鳥山碑 (旧 飛鳥山の碑)	有形文化財 (旧 旧跡)	古文書	平成 8 年 3 月 18 日 (大正 9 年 3 月)
多紀家墓所 附 金安氏墓 5 基 (旧 多紀桂山一族墓)	史跡（旧 旧跡）	平成 23 年 6 月 9 日 (昭和 11 年 3 月 4 日) →平成 26 年追加指定	
王子神社のイチョウ	天然記念物	昭和 14 年 3 月	
稻付城跡	旧跡	昭和 36 年 1 月 31 日	
中里遺跡出土丸木舟	有形文化財	考古資料	平成 16 年 3 月 10 日
田端不動坂遺跡第 17 地点第 8 号土坑出土遺物	有形文化財	考古資料	平成 18 年 3 月 16 日

北区指定文化財

名称	区分	指定年月日	
王子田楽	無形民俗文化財	民俗芸能	昭和 62 年 4 月 1 日
御殿前遺跡	史跡	昭和 62 年 4 月 1 日	
『若一王子縁起』絵巻（模本）	有形文化財	歴史資料	昭和 62 年 6 月 30 日
豊嶋村武藤家文書 附 複写資料	有形文化財	古文書	昭和 63 年 11 月 14 日
木造太田道灌坐像 附 厨子	有形文化財	歴史資料	平成元年 1 月 25 日
赤羽台第 3 号古墳石室	有形文化財	考古資料	平成元年 1 月 25 日

岩井家生活用具	有形民俗文化財		平成 2 年 2 月 13 日
紙本著色平塚明神并別当城官寺縁起 絵巻	有形文化財	歴史資料	平成 3 年 2 月 22 日
平塚神社文書	有形文化財	古文書	平成 3 年 8 月 29 日
十条富士塚	有形民俗文化財		平成 3 年 11 月 11 日
浮間村黒田家文書	有形文化財	古文書	平成 4 年 3 月 11 日
瀧野川村芦川家文書	有形文化財	古文書	平成 5 年 1 月 12 日
静勝寺除地検地絵図・古文書	有形文化財	古文書	平成 5 年 10 月 25 日
王子村真壁家文書	有形文化財	古文書	平成 6 年 4 月 12 日
木造豊島清光坐像	有形文化財	歴史資料	平成 6 年 11 月 22 日
西蓮寺板碑群	有形文化財	歴史資料	平成 7 年 7 月 24 日
稻付の餅搗唄	無形民俗文化財	民俗芸能	平成 8 年 1 月 23 日
附 餅搗用具一式			
阿弥陀三尊来迎画像夜念仏供養板碑	有形文化財	歴史資料	平成 8 年 9 月 24 日
豊島馬場遺跡出土ガラス小玉鑄型	有形文化財	考古資料	平成 9 年 9 月 2 日
赤紙仁王 (石造金剛力士立像)	有形民俗文化財		平成 10 年 4 月 28 日
東谷戸遺跡出土土偶	有形文化財	考古資料	平成 10 年 10 月 13 日
東京書籍株式会社附設教科書図書館 東書文庫	有形文化財	建造物	平成 11 年 3 月 9 日
附 建築工事記録他 35 ミリフィルム			
旧松澤家住宅	有形文化財	建造物	平成 11 年 3 月 31 日
附 倉屋			
七社神社前遺跡出土鉄釧	有形文化財	考古資料	平成 11 年 10 月 4 日
田端西台通遺跡出土鉄剣およびガラス小玉	有形文化財	考古資料	平成 12 年 2 月 8 日
王子村大岡家文書 附 典籍・絵画	有形文化財	古文書	平成 12 年 4 月 11 日
木造阿弥陀如来坐像	有形文化財	彫刻	平成 13 年 4 月 10 日
中里遺跡出土縄文土器	有形文化財	考古資料	平成 13 年 4 月 10 日
熊野神社の白酒祭 (オビシャ行事)	無形民俗文化財	風俗慣習	平成 14 年 4 月 9 日
御殿前遺跡祭祀遺構出土土器	有形文化財	考古資料	平成 14 年 4 月 9 日
近藤勇と新選組隊士供養塔	有形文化財	歴史資料	平成 15 年 12 月 10 日
七社神社前遺跡土坑群出土資料	有形文化財	考古資料	平成 15 年 12 月 10 日
瀧野川村榎本家文書 附 民俗資料	有形文化財	古文書	平成 18 年 4 月 11 日
田端富士三峰講祭祀具 附 関係文書	有形民俗文化財		平成 21 年 12 月 9 日
高木助一郎日記	有形文化財	古文書	平成 22 年 12 月 8 日

北区台帳登録文化財

名称	区分		指定年月日
王子村大字豊島渡船場資料 附 箱 1 合	有形文化財	古文書	平成元年 7 月 10 日
青面金剛種子庚申待供養塔	有形文化財	歴史資料	平成 3 年 7 月 4 日
石造青面金剛立像	有形文化財	歴史資料	平成 3 年 7 月 4 日
庚申待供養石造地蔵菩薩立像	有形文化財	歴史資料	平成 4 年 1 月 13 日
静勝寺近代文書	有形文化財	古文書	平成 4 年 12 月 3 日
山川城官一族墓碑群	有形文化財	歴史資料	平成 21 年 10 月 5 日
下村富田家文書	有形文化財	古文書	平成 21 年 10 月 5 日
浮間村立石(邦)家文書	有形文化財	古文書	平成 21 年 10 月 5 日
香取神社本殿	有形文化財	建造物	平成 21 年 10 月 5 日
阿夫利神社社殿 (熊野神社旧本殿)	有形文化財	建造物	平成 21 年 10 月 5 日
正光寺山門	有形文化財	建造物	平成 22 年 11 月 11 日

(3) 社会的環境

史跡中里貝塚が位置する北区は、東京都の北東部に位置し、北を埼玉県川口市と戸田市、東を荒川区と足立区、西を板橋区、南を文京区と豊島区に接している。戦後の昭和22年(1947)に、東京都が35区から23区に編成された際、旧王子区と旧滝野川区が合併し、現在の北区が誕生した。平成31年(2019)4月1日時点の人口は352,289人、世帯数は197,385世帯で、人口密度は17,093/km²となっている。人口の推移に関しては、昭和55年(1980)以降は減少傾向だったが、2000年代からゆるやかな増加傾向に転じた。

北区内の鉄道網・道路交通網は、JR線をはじめ、地下鉄やバスなど複数の公共交通機関が集まっており、都心へのアクセスが充実している。

主な路線としてJR京浜東北線、JR埼京線、JR山手線、JR宇都宮線・高崎線、JR湘南新宿ライン、東京メトロ南北線がある。



第9図 北区の鉄道網



第10図 北区の人口推移(『北区人口ビジョン』p.2より引用)

第4節 中里貝塚の調査成果

(1) 調査研究略史

中里貝塚の存在は、江戸時代の地誌や村絵図から知ることができる。『江戸志』には、「誠に雪の降りたるが如し 遙かに遠目にも真白に見えし也」と記され、台地上から遠望した畠地に、白色化した貝殻の散布する様が雪景色ながらの光景だったことを伝えている。また、「御府内場末往還其外沿革図書」所収の村絵図には「蛎壳山」と書き込まれている。「蛎壳山」は、江戸中期まで胡粉や貝灰に牡蠣殻が使われ、そのストックヤードとして堆く集積された塚であった。

E・S・モースが明治10年（1877）に行った大森貝塚の発掘調査を契機に、考古学研究の黎明期を彩ったのは貝塚研究であった。研究を先導したのは坪井正五郎を中心とする東京人類学会であり、活動報告を掲載した学会誌には、中里貝塚は会発足当初からしばしば登場する。

中里貝塚を「中里村介塚ハ本邦考古学ニハ最枢要ナル一介塚」と評価して研究の先鞭をつけたのは、白井光太郎であった。明治19年（1886）、「中里村介塚」と題して発表し、中里貝塚が他の貝塚と異なり沖積地に立地し、その規模が極めて大きいことや採集遺物に縄文土器が僅少であることを逸早く指摘した。その後、気鋭の研究者が中里貝塚の性格について考察し、議論の的になっていくが、中には人為的な貝塚なのか疑問視する声も聞かれた。地理学者の山崎直方は貝塚の立地について言及し、中里貝塚を「此貝塚こそ誠に迷惑千万の位置に立つものにして」と評している。

明治27年（1894）、佐藤傳蔵・鳥居龍藏は中里貝塚を発掘調査し、成果を「武藏（國）北豊島郡中里村貝塚取調報告」と題して3回に分けて報告した。冒頭に「本邦石器時代ノ遺跡中最モ其説明ニ困難ナルハ武藏國北豊島郡中里村ノ貝塚ナリ」と記しているように、貝塚研究が進展する中にあっても依然、立地と出土遺物において判然としない状況であった。中里貝塚に注目していた坪井正五郎は、近隣の台地上に所在する西ヶ原貝塚を発掘調査する傍ら佐藤・鳥居に中里貝塚の調査にあたらせたのであった。明治29年（1896）、佐藤・鳥居は最終報告で「是故ニ余等ハ中里村貝塚附近ノ貝殻散布地ハ純然タル貝塚ナリト信スルナリ」とし、遺物は僅少且つ沖積低地に立地するものの自然貝層ではないとして、縄文時代の浜辺に造られた人為的な貝塚であると結論付けた。この報告をもって議論は一定の終結を見せ、研究の対象から外れていくことになる。台地上の貝塚に比べ縄文土器や人工遺物が出土しない中里貝塚はつまらないものに映ったのであろう。やがて貝塚



第11図 「中里貝塚ヲ飛鳥山丘続キヨリ望ミタル図」(『東京人類学会雑誌』所収)

周辺には操車場や駅が開設され、急速な市街化とともに貝塚は埋没し、顧みられなくなってしまった。

学界では忘れ去られた観の強かった中里貝塚が再び登場するのは、昭和33年（1958）に和島誠一が行った小規模なトレンチ調査の報告であった。調査目的は、千代田区史編纂事業の一環として沖積地の陸化過程を確認するもので、学史的に著名な中里貝塚が選定された。トレンチは2.5m掘り下げたが湧水のためポンプアップが及ばず断念し、下層はボーリング調査を行っている。マガキ主体の混土貝層中から加曾利E式土器片が2点出土し、縄文時代の貝層であることを推定したが、下層は自然貝層の可能性を残したまま結論は得られなかった。

昭和58年（1983）、東北新幹線上野乗り入れ工事に伴い中里遺跡が発掘調査され、縄文時代の海岸線の変遷や様々な活動の痕跡が明らかとなったが、中里貝塚の調査には至らなかった。

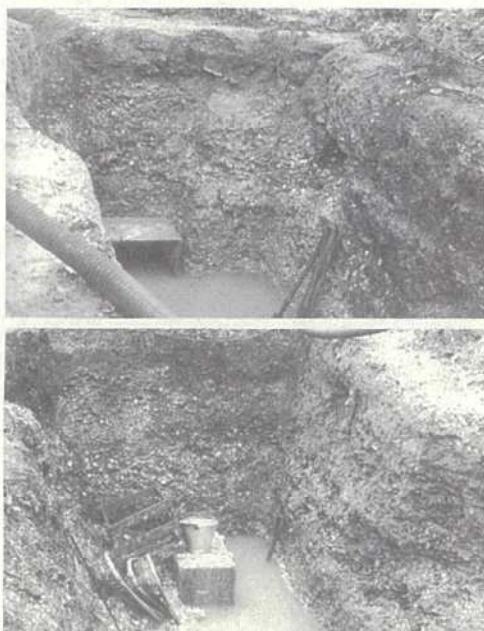
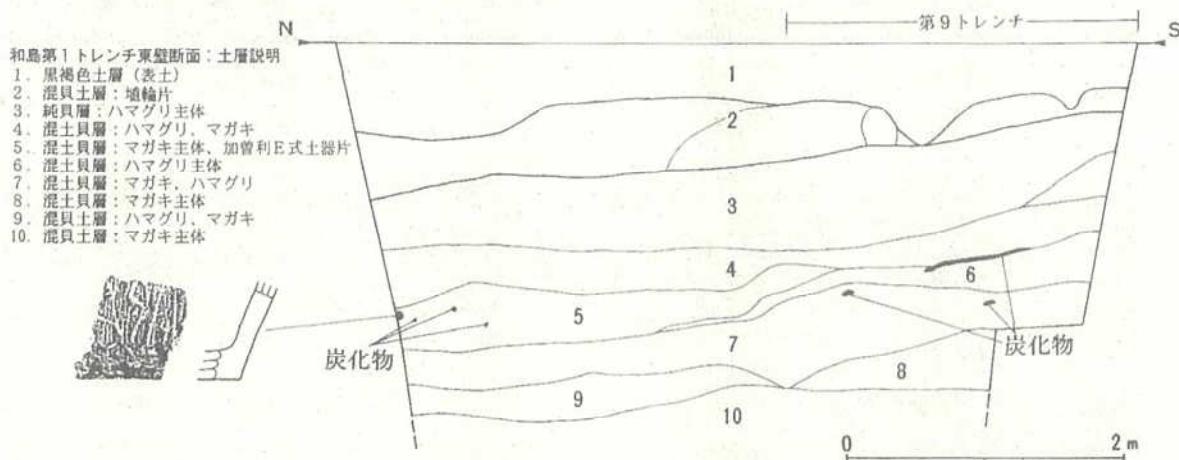


写真14 昭和33年トレンチ調査



第12図 トレンチ位置図



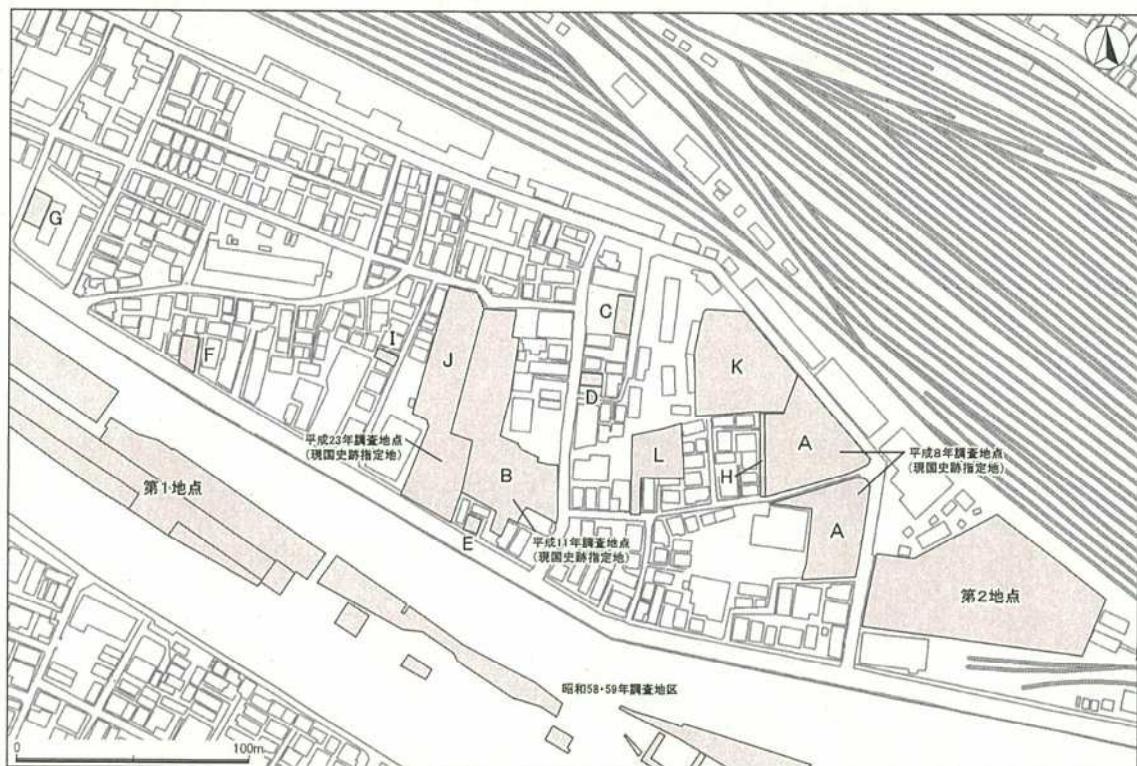
第13図 昭和33年第1トレンチ土層図
(上記の写真と図は『史跡中里貝塚 総括報告書』p.30-31より引用)

(2) 調査の概要

中里貝塚では、これまでに 12 地点で調査を実施し、貝層の分布範囲などを確認しているが、特徴的な遺構等が検出された 2 箇所（A 地点・B 地点）の調査成果は次の通りである。

第2表 調査地点

調査地点名	事 業 名	発掘調査期間	調査面積	調 査 者
第1地点	東北新幹線敷設	1983.6.27 ~ 1984.10.3	24,000 m ²	東北新幹線中里遺跡調査会
第2地点	老人ホーム建設	1990.7.1 ~ 1991.1.19	1,700 m ²	中里遺跡調査団
A 地点	公園整備	1996.7.24 ~ 11.21	1,100 m ²	中里遺跡調査団
	防火水槽	1996.12.6 ~ 1997.1.24	23 m ²	中里遺跡調査団
	学術調査（杭区）	1996.12.6 ~ 1997.2.5	50 m ²	北区教育委員会
	学術調査	1998.9.28 ~ 10.9	13 m ²	北区教育委員会
B 地点	マンション建設	1999.9.8 ~ 2000.1.15	650 m ²	中里貝塚遺跡調査会
	確認調査（北側）	1999.9.28 ~ 10.18	60 m ²	北区教育委員会
C 地点	確認調査	1998.8.10 ~ 8.14	11 m ²	北区教育委員会
D 地点	確認調査	2000.6.27 ~ 28	9 m ²	北区教育委員会
E 地点	確認調査	1998.8.10	8 m ²	北区教育委員会
F 地点	確認調査	2000.8.14 ~ 8.18	4 m ²	北区教育委員会
G 地点	LPG 貯槽設置	2000.9.1 ~ 9.18	72 m ²	中里遺跡調査会
H 地点	下水道工事	2000.9.27 ~ 10.4	31 m ²	北区教育委員会
I 地点	確認調査	2000.11.10	2 m ²	北区教育委員会
J 地点	確認調査	2011.6.20 ~ 7.25	281 m ²	北区教育委員会
K 地点	確認調査	2014.11.25 ~ 12.5	85 m ²	北区教育委員会
L 地点	確認調査	2015.2.12 ~ 3.6	47 m ²	北区教育委員会

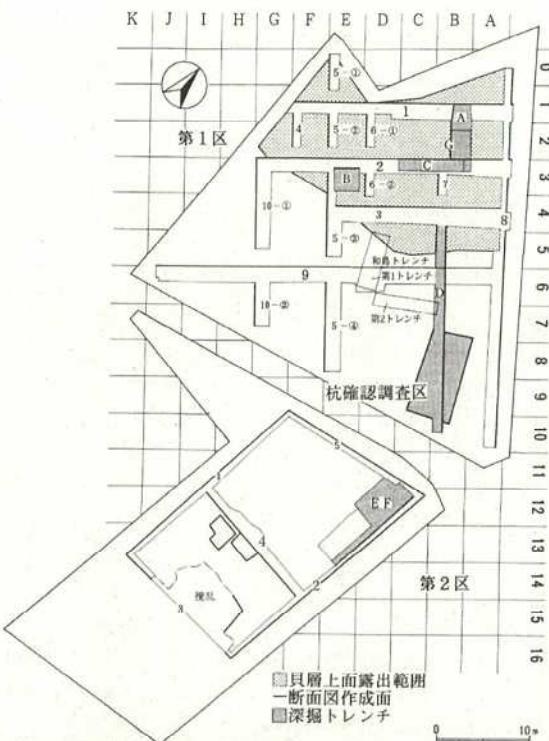


第 14 図 調査地点位置図 (『史跡中里貝塚 総括報告書』 p.34 を改変)

①指定地東側（A地点）

佐藤・鳥居の最終報告から奇しくも 100 年後にあたる平成 8 年（1996）、中里貝塚は再び学界の脚光を浴びることになる。公園整備に先立つ事前調査で貝塚本体を検出し、長短 10 本のトレンチを設定してハマグリとマガキの純貝層を掘下げた。湧水をポンプで排水しながら部分的に深掘りし、貝層上面から深さ 4.5 m で洪積層の波食台（海底に相当）に達した。中里貝塚の性格を究明するため、古環境復原と貝層の詳細を把握することに重点を置き、トレンチでの断面観察に加え自然科学分析を多用する調査方針を立て、土壌試料や貝試料などを採取した。

貝層は塚状の堆積を呈し、南北幅約 30 ~ 40 m の塚状の高まりが東西方向に延びる。貝層の層厚や層序関係は詳細に記録化され、層厚は 4.3 ~ 4.5 m を最大厚とし、随所に 4.0 m 前後を測った。層序は大きく 3 層に分けられ、貝層の下層はマガキ主体層、中層ではハマグリ・マガキの互層が際立ち、ハマグリの包含頻度が増す。上層はハマグリ純貝層を覆うように再びマガキが堆積している。また、標高 3.5 m を境に上部の貝層中には、無数の焚き火址が検出されている。



第 15 図 A 地点の調査箇所（『史跡中里貝塚総括報告書』 p.36 より引用）



写真 15 マウンド状に堆積する貝塚



写真 16 4.5m にも達する貝層

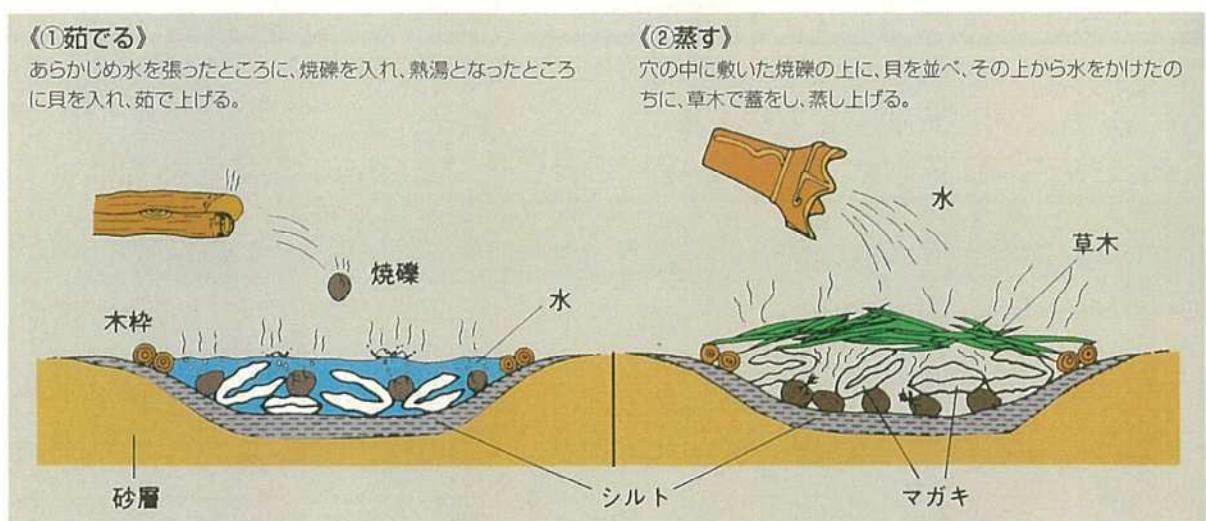
貝層に接する南側には、砂洲の田端微高地が形成されており、貝層と砂層は交互に重なりあって繋がっている。この砂層中からは2基の土坑が検出され、枠取りをするように枝を縁に巡らせていく形状から木枠付土坑と命名された。土坑内から出土した大小の焼石やマガキのブロックは、貝を茹でるストーンボイリングあるいは蒸し焼きにすることでマガキの身を取り出した処理施設を推測させるものとなった。この方法であれば土器を用いるより多量のマガキを一度に処理することができ、しかも砂層中には同様の遺構が無数に存在している可能性が高い。木枠付土坑が使用された時期は、木材の年代測定値や付近から出土した阿玉台式土器により中期中頃に比定されている。

また、貝層下に堆積するシルト層（干潟）に杭が打ち込まれた状態で検出されている。先を加工して尖らせた杭は規則的に並んで杭列を成すが、調査範囲が限られ、その用途については解明されていない。

出土した縄文土器は、小片も含め総数81点を数え、貝層直上の確認面や包含層、木枠付土坑付近の砂層中から出土し、貝層中からは3点のみであった。時期は、貝層中や木枠付土坑付近が勝坂式期、貝層直上の確認面では加曾利E3～4式期、称名寺式期、堀之内1式期と新しくなり、加曾利E4式期の割合が高い。他には土器片錐6点や石器21点（うち敲石10点）などもあるが、明治期に指摘されたとおり通常の貝塚に比べ人工遺物は極端に少ない。



写真17 木枠付土坑（貝蒸し遺構）



第16図 マガキの加工処理（『奥東京湾の貝塚文化』 p.28 より引用）

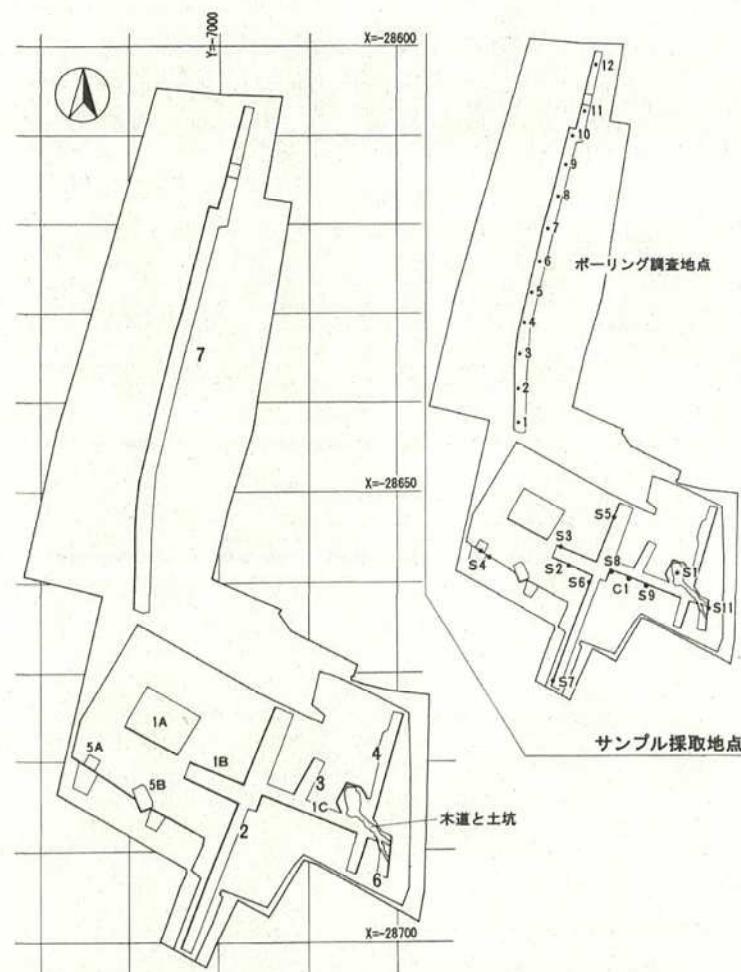
②指定地西側（B 地点）

平成 11 年（1999）には西に 100 m 以上も離れた地点で発掘調査の機会を得た。L 字形を呈する敷地の南側 650 m² を調査区として、表土掘削を始めると間もなく貝層が全面に現れた。貝層には 6 本のトレンチを入れて波食台まで深掘りし、平成 8 年調査地点と比較検討するために貝や土壤の自然科学分析試料を 11 地点でサンプル採取した。また、敷地の北側には範囲確認用の全長 58.0 m の南北トレンチを設け、貝層検出後 5 m 間隔で 12 地点のボーリング調査を実施し、柱状図を作成することで南北調査区と併せ南北 100 m 近い層序関係を把握することが可能となった。

検出されたマガキを主体とする貝層は、層厚 2.0 m に達し、貝層中から初めて縄文土器の個体資料が出土した。年代測定値から加曾利 E 式でも古段階に比定できる深鉢形土器は、貝層の形成年代を知る上でも重要な資料になっている。

そして、貝層直下の波食台上から木道と土坑が発見された。木道は、1 本の丸木が半截された状態で、波食台に形成された窪みにすっぽり収まるように出土した。一部に加工痕を確認できる半截された面を上に向け、枝から根まで残存する材は 6.5 m を測り、調査区外にも延びるとみられる。一方、土坑は木道の根に接し、波食台を楕円形に掘り込んで造られていた。規模は南北方向の長軸が 3.2 m、短軸 1.7 m、最深 0.5 m を測り、土坑内から 300 点を数える礫が出土している。このうち 87 点は軽石凝灰岩で、その特徴から土坑内に持ち込まれた人工遺物であると推定した。

木道と土坑は、両者の位置関係や出土した縄文土器 11 点が阿玉台式や勝坂式であることなどから、同時期に利用された遺構と捉えられよう。木道には、土坑までの通路としての足場の確保や目印であった機能を想定できるが、土坑の用途については不明な点が多い。なお、土坑内部の貝類分析から干潮時でも海水が残る潮だまり（タイドプール）であったとみられるが、海水が浸入する海岸で縄文人が何らかの活動を行っていたことに疑う余地はない。



第 17 図 B 地点の調査箇所
（『史跡中里貝塚 総括報告書』p.59 より引用）



写真 18 貝層中から出土した縄文土器



写真 19 木道

③各種分析の目的と方法

このように発掘調査によって、中里貝塚の貝層が層厚 4.5 mにも達することや貝の処理施設と推定された木枠付土坑、木道や土坑など、国内初の遺構が発見されたが、膨大な量の貝層が人工であるかについては科学的に検証しなければならなかった。現場で採取された各種試料サンプルは、発掘調査終了後、目的ごとに分析作業を進めた。

貝塚形成時の古環境と人間による採貝活動の様相については、貝類遺体群の精緻な分析により検討した。その分析方法は、貝種を同定して分類・集計し、貝類組成を調べることであった。例えば、A 地点の貝類遺体は、採取試料から腹足綱（巻貝類）35 科 73 種、二枚貝綱 15 科 24 種が同定され、全 97 種の約 8 割を大きさが数 mm の微小貝が占め、ハマグリやマガキなどの食用種は 20 種ほどに過ぎなかった。非食用種の微小貝は、遺跡内や周辺域に生息していた貝類（自然遺体）もしくはマガキなどに伴って混獲された貝類（随伴種）である。同定された貝類には、内湾の潮下帯に生息する種から陸生種まで様々な生息環境をもつ種類が混在している。これらの貝類を生息地の水域（塩分濃度）、生息深度、底質・付着基盤、生活型によって分類し、類似した生息環境をもつ種類ごとにタイプ分けをした。微小貝類など自然遺体群は、貝層の堆積環境を復原するうえで有力な手掛かりになり、層位的な変遷から多くの試料で類似するパターンの存在が判明した。

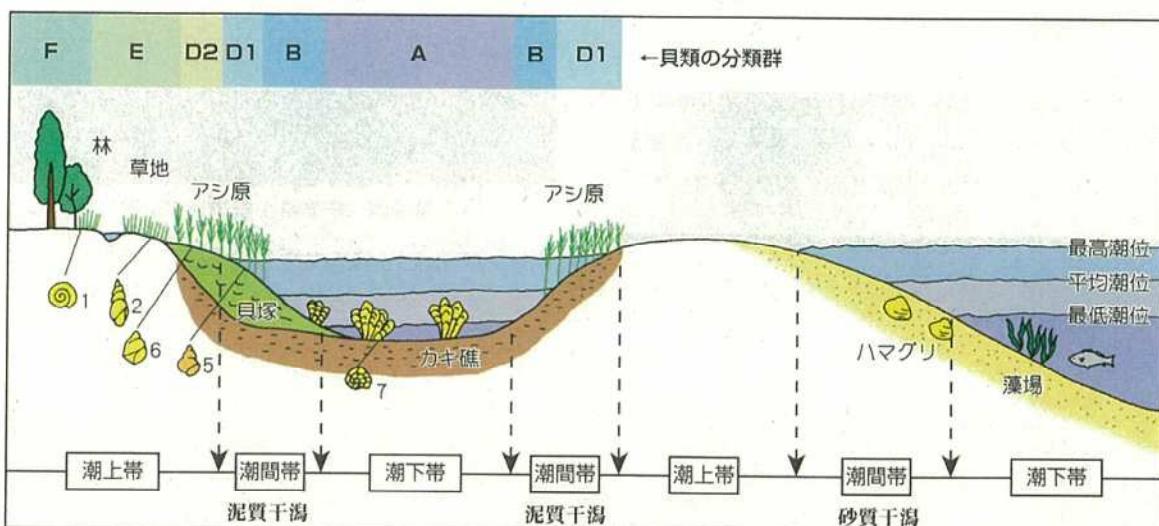
ハマグリとマガキのサイズは、殻高を測定部位として測定結果をヒストグラムで表し、殻高分布を検証した。また、ハマグリの貝殻成長線分析は、ハマグリの死亡（採貝）季節や成長速度を推定し、年齢構成を検討するのに有効である。

この他、珪藻・花粉・植物珪酸体、樹種・種実の各種自然科学分析や各種同定を行い、堆積環境の変遷や古植生など、貝層形成時の古環境を復原した。

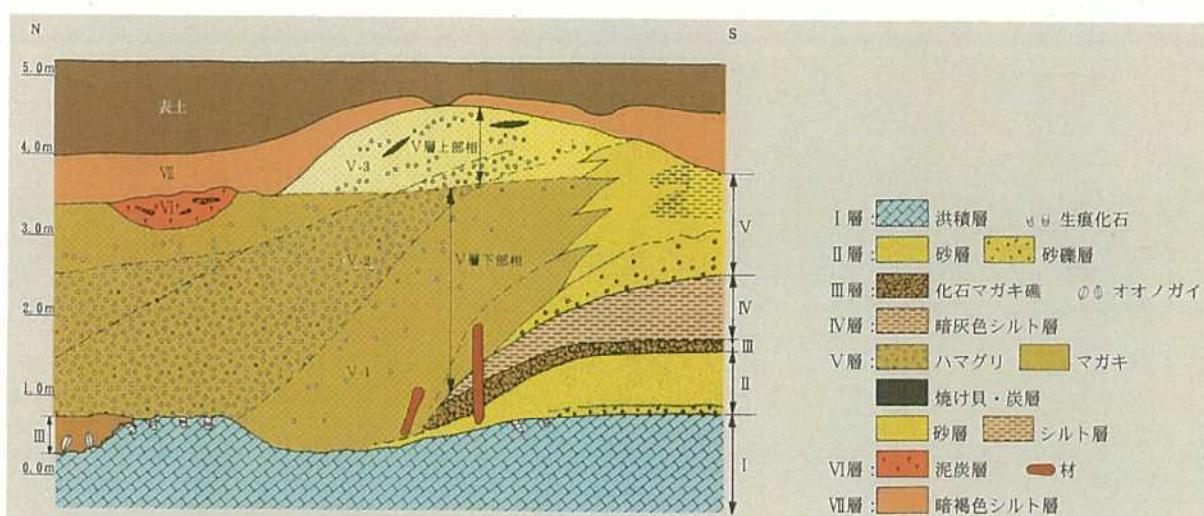
貝層の形成年代や遺構の構築年代に関しては、木材・炭化材・貝（マガキ）、種実、土器付着炭化物を測定試料として、放射性炭素年代測定を実施している。



泥質干潟とアシ原（千葉県夷隅川河口干潟）



第18図 中里貝塚周辺の環境と貝類の分布（『国指定史跡 中里貝塚2』より引用）



第19図 中里貝塚周辺の基本層序模式図（『奥東京湾の貝塚文化』p.29より引用）

第5節 中里貝塚の歴史的価値

(1) 特化した貝類利用

貝層の規模は、江戸時代の地誌や村絵図、明治期の佐藤・鳥居報告、計12地点での貝層の確認調査を総合的に検討した結果、長さ600～700m、幅100m以上と推定した。貝層の層厚は概ね1.0～4.0mとみられ、2.0m以上の厚く堆積する範囲は、長さ600m、50～75m幅で東側はJR尾久操車場まで帶状に延びている。

検出された遺構は、貝層を除けば限られ、居住施設がない。木枠付土坑の使用時期は、貝層形成の初期段階にあたり、土坑内から出土したマガキ殻も貝層下層の貝種構成がマガキ層であることと協調的である。この処理施設でマガキの貝肉を取り出し、殻を汀線に沿って海側に廃棄し、殻は徐々に泥質干潟を埋め立てていった。周辺には同様の遺構がいくつも存在したとみられ、加工場的な空間を構成している。層厚2.0mを超すような貝層が堆積する地点で数多く検出された焚き火址も特徴的な遺構である。マガキやハマグリのような殻がかさばる貝類は、剥き身にして集落内に運搬した方が合理的であり、殻から貝肉を効率よく取り出す作業が最優先される。その剥き身処理に焚き火という単純な方法を用いたのは、土器を持ち込まずに済む簡便さと作業スペースを確保しやすいといった利便性にも優れる点である。中里貝塚で無数に確認できた焚き火址は、その場で焚き火を行った痕跡であり、集落内の貝層で見つかる灰や炭などの廃棄ブロックとは異なる現地性の遺構である。

剥き身処理後の大量の貝殻は、泥質干潟の潮間帯に廃棄され、その堆積域の拡大は新たな活動スペースを造り出した。焚き火による処理作業は、海側に近い陸化した潮上帯の貝層上に移動して行われ、剥き身処理と廃棄が繰り返されることになる。このような作業場と捨て場は常に近接した位置関係にあり、廃棄行為と作業スペースの確保が相互関係を成している。焚き火址は、貝塚形成期間を通じて行われた剥き身処理の痕跡と推定できる。

貝類以外の動物遺体は、獸骨類は皆無、魚骨も微量であった。中里貝塚では狩猟活動は完全に欠落しており、漁労活動も採貝以外は極めて低調であったことが解明されている。

以上のように、木枠付土坑や焚き火址は土器を使用しない貝類の処理方法の存在を実証し、出土土器の稀少性を裏付けた。そして、中里貝塚は貝類利用に特化した場であり、活動の限定性が顕著と指摘できる。



写真20 貝層の検出状況

(2) 専業的な貝加工

中里貝塚で食用とした貝類は、ハマグリ・マガキ・シオフキ・バカガイ・アカニシ・ハイガイ・サルボウ・アサリ・オオノガイ・オキシジミ・ヤマトシジミなどである。貝種別の産出量は、マガキとハマグリが卓越しており、この2種が占有していた。A地点の試料サンプルでは、食用種10種の計数から組成比率を算出すると、貝層全層準がハマグリ20.1%、マガキ77.4%、中層から上層ではハマグリ73.2%、マガキ24.2%になり、いずれも2種合計で97%を超していた。貝類組成におけるハマグリとマガキの占有率の高さは、他の調査地点でも共通し、中里貝塚ではハマグリとマガキが選択的に採貝されていたことが明らかである。

生息域については、マガキ礁が奥まった閉鎖的な泥底域、ハマグリは開放的な内湾の砂泥底域とそれぞれに異なる。貝塚周辺には、泥質干潟とその冲合側に砂質干潟が広がる水域環境が展開していたと想定され、キャッチメント・エリア（資源調達範囲）は、貝塚付近のマガキ礁とより遠方のハマグリが棲む砂質干潟から構成されていた可能性が強い。

ハマグリのサイズ（殻高）では、計測した試料ごとの平均値やピークが35～50mm前後の範囲で推移し、40mm大の大型個体を中心であった。小型の個体がほとんど含まれない、まとまりのあるサイズ分布は規格的であり、大型個体のハマグリが選択的に採貝されている。

貝殻成長線分析の結果、ハマグリの死亡季節は春～夏前半に集中していた。また、成長速度から初期成長は遅いが、年齢を重ねても順調に成長し続ける大型タイプの成長パターンが多く、生息環境が安定していたことが解る。年齢構成をみると2歳未満の若齢個体がほとんどなく、ピークは3～5歳が多くを占めていた。

一方、マガキのサイズ（殻高）は50mm以上の個体も多いが、現代の養殖マガキに比べれば小振りである。採貝季節は、産卵時期の5～8月を除く俗にRが付く月であり、晚秋～冬季が中心になる。それはハマグリ漁と異なる季節であり、貝層中のハマグリとマガキの互層構造は、年間にハマグリとマガキを主体とした2回の採貝活動が繰り返し行われていた痕跡であろう。

砂泥底群集の貝類のなかで身が大きく大量に採れ、貝肉が美味なのはハマグリとマガキである。大型個体が選択的に採貝された中里貝塚では、貝肉は干し貝に加工されたと推定している。干し貝は天日干しした乾物の一種であり、乾燥によって旨味成分が凝縮された加工品である。また、生の貝と比べてとくに消費期間を大幅に長期化できることで、持ち運びに適した保存食としての特性を有している。中里貝塚では、加工施設と貝の剥き身処理作業のなかで残滓として生じた貝層が一体で発見されたことから、中里貝塚における干し貝加工は、以下の作業工程が想定されている。

- ア. 水揚げされたマガキとハマグリは、浜辺で木枠付土坑の蒸焼きや焚き火で殻から身を取り出す
- イ. 取り出された大振りの貝肉は、海水で洗われ、その場で天日干しする
- ウ. 殻などの残滓は、前面の海岸線に廃棄する

このように中里貝塚では、特定の貝種に限定して漁期を違えて大型個体を選択的に採貝し、水揚げした浜辺で干し貝加工を専業的に行っていた。貝層は干し貝加工の副産物であり、中里貝塚が水産加工場跡と位置付けられる所以である。

(3) 貝塚形成と生産者集団

中里貝塚の形成過程は次の4期変遷で、形成期間を約800年間に亘るものと推定した。

形成初期・・・勝坂2～3式期：約5,200～4,900年前

形成前半・・・加曾利E1～E2式期：約4,900～4,700年前

形成後半・・・加曾利E3式期：約4,700～4,500年前

終焉期・・・加曾利E4式期～称名寺1式期：約4,500～4,400年前

この年代観から形成期間の特徴は、形成初期ではマガキ主体の貝層形成が始まるが小規模であった。形成前半は貝層が徐々に沖合側に拡張し、加曾利E2～E3式期の形成後半にかけて最盛期を迎える、大規模になる。加曾利E4式期以降は縮小し、称名寺式期には終焉期を迎える。

中里貝塚の干し貝加工を担った生産者は、七社神社裏貝塚、御殿前遺跡、西ヶ原貝塚、東谷戸遺跡の台地上に居住する集団とみて良い。集落規模は、勝坂式期後葉～加曾利E1式期の七社神社裏貝塚では小規模であるが、次の加曾利E2～E3式期段階になると、御殿前遺跡を中心に西ヶ原貝塚や東谷戸遺跡にも集落規模が拡大しピークを迎え、加曾利E4式期～称名寺式期には縮小化する。台地上集落の消長は、中里貝塚の形成過程と軌を一にしていると指摘できる。

中里貝塚で行われた採貝、集荷、剥き身処理、干し貝加工は、各集落の集団が短期間でできる労働とは考えにくく、特定の集団が一定の約束事に基づいて組織的に関わったと推測している。

(4) 内陸部集落に供給するシステム

関東地方の大型貝塚は、環状貝塚や馬蹄形貝塚の集落に付随した貝塚である。中里貝塚の貝層は、仮に平均層厚1.5mで試算すると総体積が約92,700m³になる。加曾利南貝塚の推定総体積が5,465m³であるから桁違いの規模である。しかし、中里貝塚と最大級とされる大型貝塚には継続期間に差はなく、規模の差は消費量の大きさによるものと推測せざるを得ない。すなわち、消費者になる人口数に起因し、貝類の消費に関与した人口の多さによるものとみなせる。中里貝塚付近にこの問題を解決できるような大規模集落はなく、石神井川などの河川流域の内陸部に多数営まれた同時期の集落遺跡群がその有力な候補となる。これら集落遺跡群は、勝坂1式期に集落形成が始まり、勝坂2式期には遺跡数が増加、勝坂3式期に多くの遺跡で住居址数の一つ目のピークを迎える。次のピークは加曾利E2～E3式期にかけてであり、大規模集落で住居址数が増え、加曾利E4式期には集落数、住居址数ともに激減する。武藏野台地上の集落形成の変遷は、勝坂式期の初期段階、加曾利E式期のピーク段階、加曾利E式期末の衰退段階に概括できる。

この動向を中里貝塚の形成期間の4期変遷に対応させると、次のように整理できる。

形成初期・・・マガキ主体の貝層形成が始まる勝坂・阿玉台式期は、内陸部集落の遺跡数が増加し、住居址数の一つ目のピークを迎える段階に併行する。マガキが内陸部集落へ供給され始める。

形成前半・・・マガキの大量廃棄が進むこの段階では、内陸部集落が加曾利E 2～E 3式期にかけてピークを迎える大規模化への移行期に併行する。引き続きマガキが供給されるが徐々に大型のハマグリが加わる。

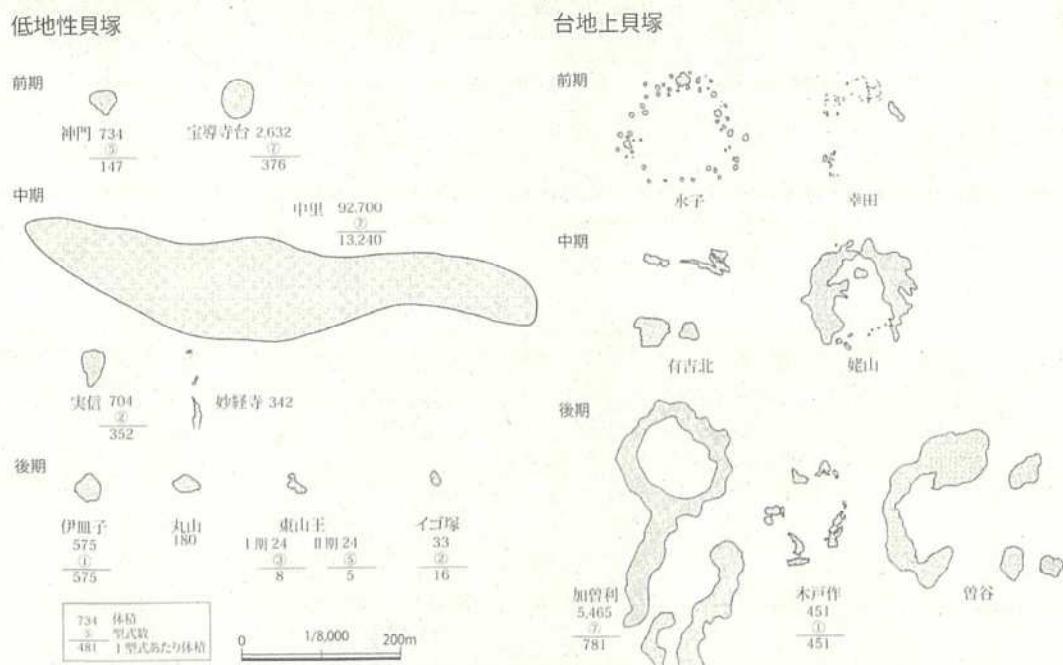
形成後半・・・ハマグリ主体貝層に変容するこの段階では、内陸部集落のピークにあたる加曾利E 2～E 3式期に併行する。内陸部集落のピークに伴う需要の増加がもたらした増産の必要性により、漁場の拡大と採貝対象の多様化が求められ、ハマグリの量産化が進んだ。

終焉期・・・再びマガキが主体貝層になる加曾利E 4式期以降では、内陸部集落の衰退段階に併行する。内陸部集落の衰退に伴う需要の低下が漁場を縮小させ、ハマグリの減産に至る。

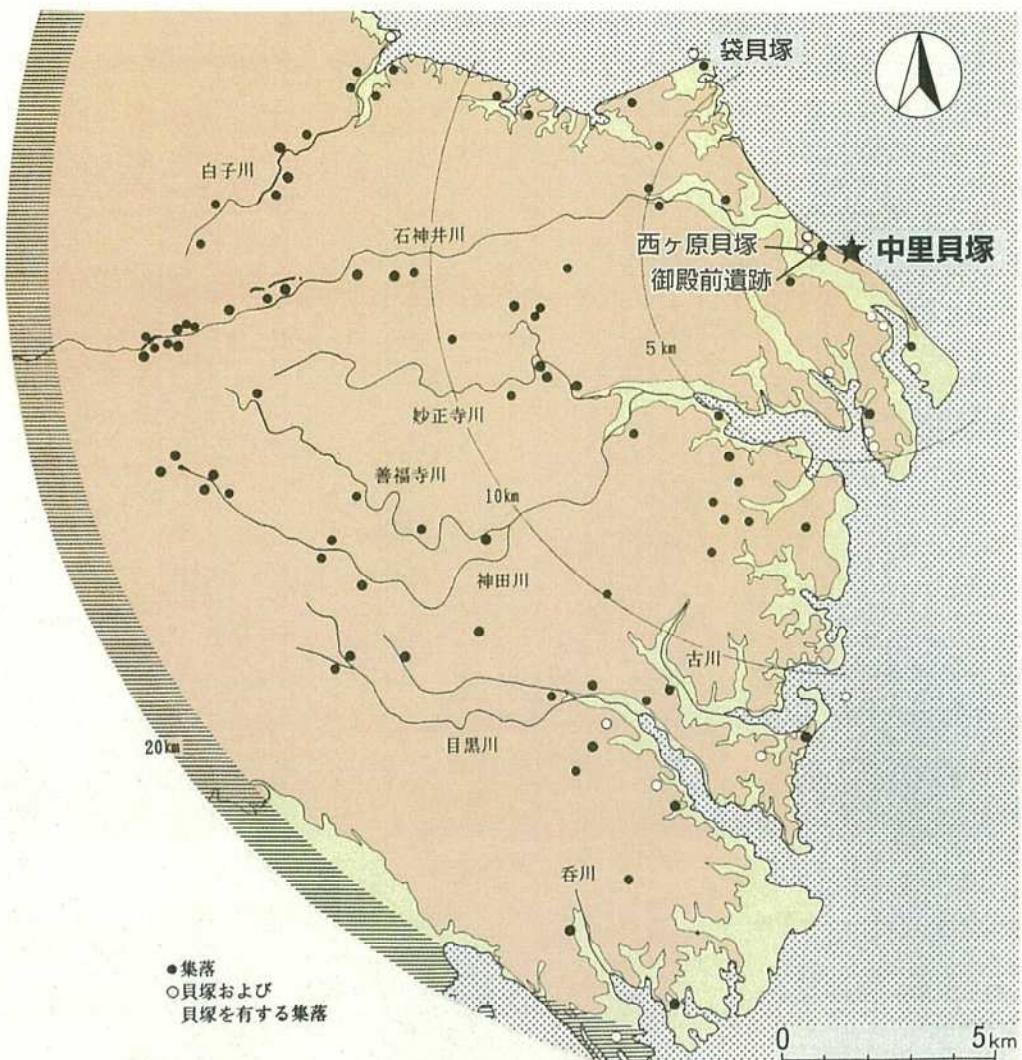
このように内陸部集落の変遷と中里貝塚の貝層形成は連動しており、そこには生産者と消費者、言い換えれば需要と供給の関係性が成立するとみて良い。

中里貝塚の終わりは、縄文中期の集落群の終焉とともに迎え、水産資源の流通起点は、消費地である台地を刻む河川流域の集落群の動向とよく一致する。また、中里貝塚の終焉に環境的な条件だけでなく社会的な条件、つまり広域的な遺跡間関係の変容が大きく作用していたことを示唆している。

中里貝塚と内陸部集落は、沿岸部の漁業集団と内陸部の狩猟・採集集団が地域的な分業体制を敷き、両者の間で食料物資を交換することにより、陸海の多様な資源環境を利用する広域的システムを構築していたと考えられる。中里貝塚は、こうした特定の時代に地域的背景のもとで出現した地域的分業システムによって形成された遺跡であり、東日本に展開した定住化社会における高度な水産資源の利用形態を象徴的に示す貝塚として重要なのである。



第20図 貝層規模の比較（『史跡中里貝塚 総括報告書』p.175より引用）



第21図 中里貝塚周辺の遺跡（『国指定史跡 中里貝塚2』より引用）

コラム ムラ貝塚とハマ貝塚

ムラ貝塚

居住空間に付随して設けられた廃棄空間の一つであり、破損した土器や石器などの不用となつた生活資材や食糧残滓などの多様な廃棄物から構成されている。

ハマ貝塚

海浜部生態系（ハマ）の管理を行い、その資源をムラとは異なる空間で加工した貝塚である。



（『奥東京湾の貝塚文化』 p.19 より引用）

第6節 史跡指定地の状況

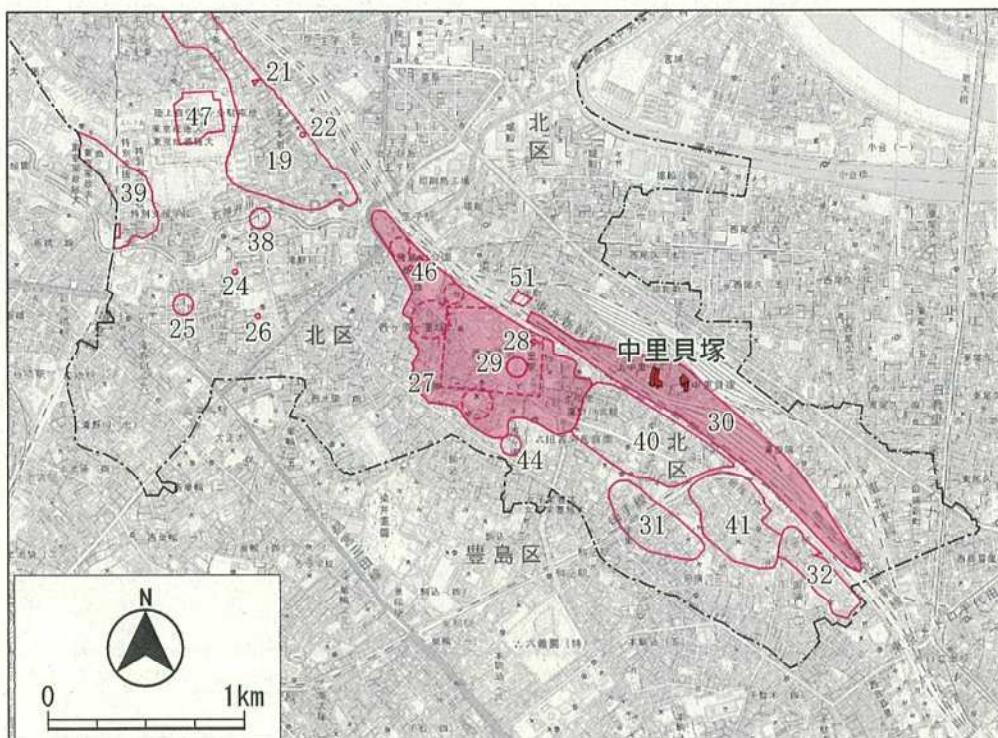
(1) 法規制

本項では、中里貝塚の史跡指定地内に関わる法規制等について整理する。

①文化財保護法（史跡指定地、周知の埋蔵文化財包蔵地）

【担当窓口：北区教育委員会事務局教育振興部飛鳥山博物館事業係】

中里貝塚は平成12年（2000）9月6日に国史跡に指定され、平成24年（2012）9月19日に西側の一部が追加指定されている。指定地内は、文化財保護法125条において「その現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない」と定められている。また、指定地周辺は文化財保護法における周知の埋蔵文化財包蔵地（中里遺跡）となっており、開発行為等により土地の掘削を行う場合には、事前の通知・届出が義務づけられている。



包蔵地・遺跡名称

30 中里遺跡
27 西ヶ原遺跡群
- 西ヶ原貝塚
- 御殿前遺跡
- 七社神社前遺跡
- 七社神社裏遺跡
- 飛鳥山遺跡

19 十条台遺跡群	32 田端不動坂遺跡
21 十条台小学校横穴墓	38 滝野川城跡
22 王子稻荷裏古墳	39 下十条遺跡
24 四本木稻荷古墳	40 中里峠上遺跡
25 滝野川八幡社裏貝塚	41 田端西台通遺跡
26 滝野川古墳	44 東谷戸遺跡
28 甲冑古墳	46 飛鳥山古墳群
29 武藏国豊島郡衙跡	47 十条久保遺跡
31 田端町遺跡	51 栄町貝塚

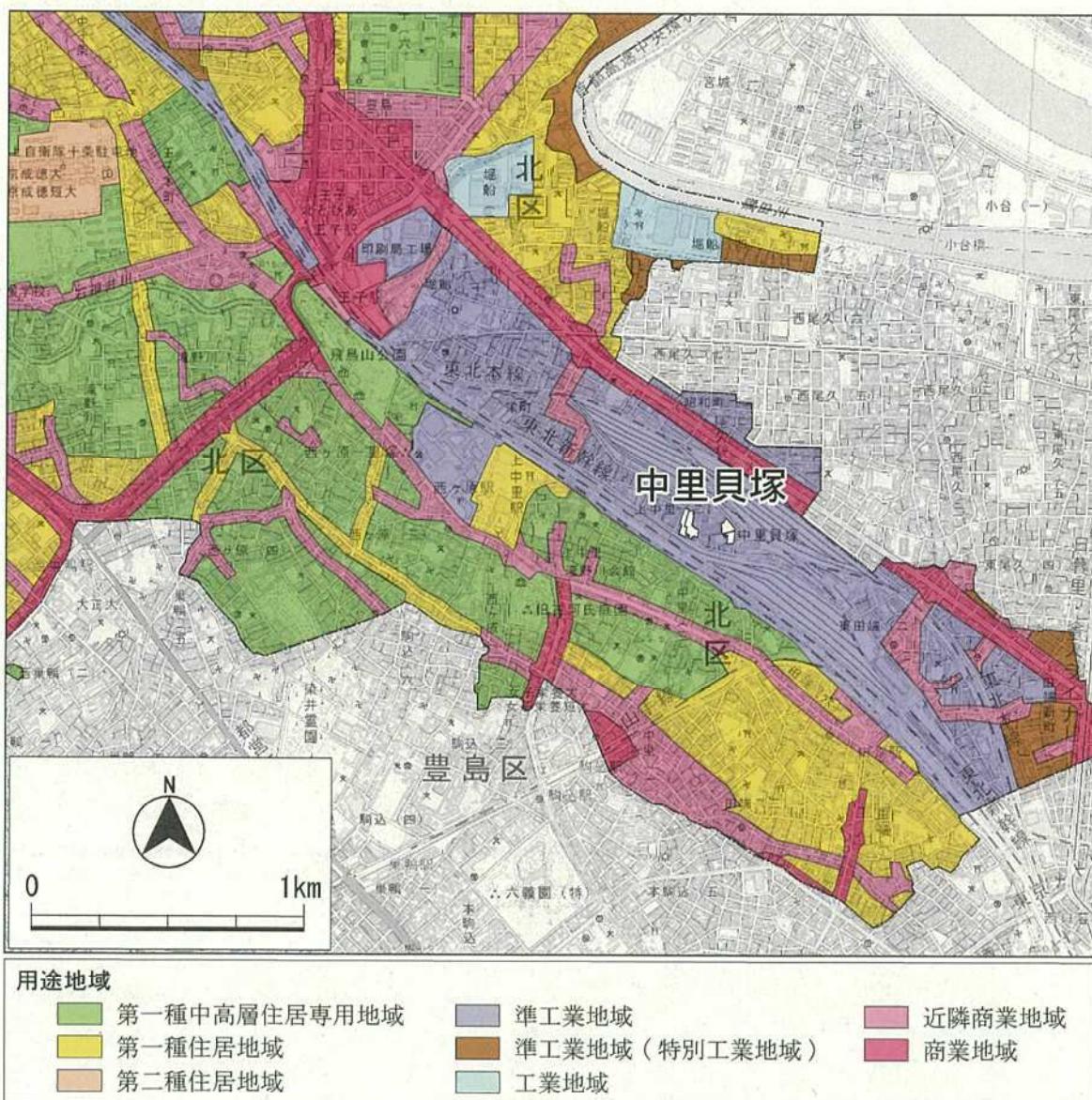
第22図 中里貝塚周辺の埋蔵文化財包蔵地

②都市計画法（用途地域、用途制限など）

【担当窓口：北区まちづくり部都市計画課】

北区は「東京都市計画区域」にあり、荒川・隅田川・新河岸川が市街化調整区域となっている以外は、全て市街化区域となっている。

史跡指定地周辺の用途地域は、準工業地域に指定されており、危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場は建てられない地域となっている。



第23図 中里貝塚周辺の用途地域

●用途地域内の建築物の用途制限

分類	建物の用途	用途地域										
		第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第一種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	工業地域	工業専用地域
住居系	住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
文教系	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	大学、高等専門学校、専修学校等	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
宗教系	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	保育所等、診療所、一般の公衆浴場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
医療系	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	老人福祉センター、児童厚生施設等	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福祉系	病院	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×
商業系	ホテル、旅館	×	×	×	×	△	○	○	○	○	○	×
	店舗	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
	一般の店舗・飲食店等	×	△	△	△	△	△	△	○	○	○	△
	事務所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	一般の事務所	×	×	×	△	△	○	○	○	○	○	
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所等	×	×	×	×	×	△	△	○	○	○	×
	カラオケボックス等	×	×	×	×	×	△	△	○	○	○	△
	キヤバレー、料理店等	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	
	個室付浴場業に係る公衆浴場等	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	
	車庫	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2階以下かつ300m ² 以下のもの（付属車庫を除く）	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3階以上又は300m ² を超えるもの	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	
	運動施設等	×	×	×	×	△	○	○	○	○	○	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等の客席部分の床面積の合計が200m ² 未満のもの	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等の客席部分の床面積の合計が200m ² 以上のもの	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	
工業系	作業場の床面積の合計が50m ² 以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれがないもの	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
	作業場の床面積の合計が150m ² 以下の自動車修理工場	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	
	日刊新聞の印刷所、作業場の床面積の合計が300m ² 以下の自動車修理工場	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	
	作業場の床面積の合計が150m ² 以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれがないもの	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	
	作業場の床面積の合計が500m ² を超える工場又は危険性や環境を悪化させるおそれがあるやや多いもの	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
	火薬類、石油類、ガス類の危険物の貯蔵、処理の量が非常に少ない施設	×	×	×	△	△	○	○	○	○	○	
	火薬類、石油類、ガス類の危険物の貯蔵、処理の量が少ない施設	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	
	火薬類、石油類、ガス類の危険物の貯蔵、処理の量がやや多い施設	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	
	火薬類、石油類、ガス類の危険物の貯蔵、処理の量が多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
卸売市場等	卸売市場、と畜場、火葬場、ごみ焼却場、汚水処理場等	原則的には都市計画で位置の指定をうけなければならない										

△ 600m²以下のものに限り建築可能
△ 2階以下かつ150m²以下のものに限り建築可能
△ 2階以下かつ500m²以下のものに限り建築可能
△ 2階以下かつ1,500m²以下のものに限り建築可能

△ 3,000m²以下のものに限り建築可能
△ 10,000m²以下のものに限り建築可能
△ 物品販売店舗、飲食店は建築禁止

○ 建てられる用途
× 建てられない用途

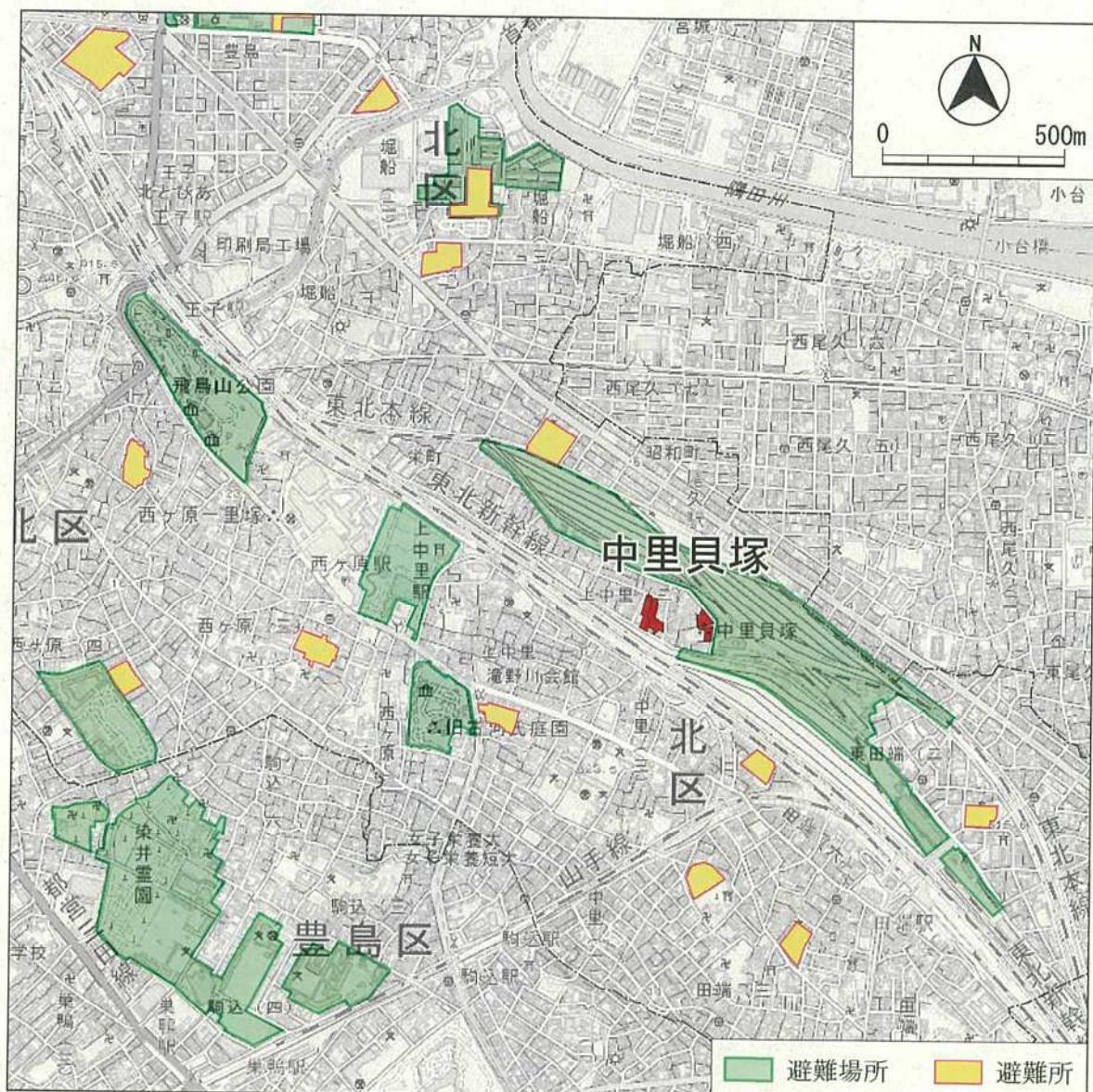
③災害対策基本法（避難場所、避難所など）

【担当窓口：北区危機管理室防災課】

災害対策基本法とは、「国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的」とした法律である。北区は平成30年（2018）に改訂版の『東京都北区地域防災計画（震災対策編・風水害対策編）』を策定している。

避難場所とは、地震火災から住民の生命を守るために、火災が鎮火するまで待つ場所であり、東京都震災対策条例に基づき昭和47年（1972）から東京都が指定している。平成30年（2018）6月に第8回の指定見直しを行い、北区内の避難場所は21か所となっている。

史跡指定地周辺の避難場所としては、「JR田端・尾久駅周辺一帯」が指定されているが、操車場のため、通常は立ち入ることができないことから、災害時に近隣住民が速やかに避難できる状況とはなっていない。



第24図 中里貝塚周辺の避難場所及び避難所

④東京都屋外広告物条例

【担当窓口：北区土木部施設管理課占用係】

「屋外広告物」とは、(1) 常時又は一定の期間継続して(2) 屋外で(3) 公衆に表示されるものであつて、(4) 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう（屋外広告物法第2条第1項）。

東京都屋外広告物条例では、屋外広告物等を出す（=屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置する）ことを禁止する必要のある地域や場所を禁止区域（条例第6条）として定めているとともに、街路樹やガードレールなどの屋外広告物を出せない禁止物件（条例第7条）として定めている。また、知事の許可を受けることによって屋外広告物を出せる地域や場所を許可区域（条例第8条）として定めている。

史跡の一部（中里貝塚史跡広場）は、「公共団体の管理する公園」に該当する。禁止区域、禁止物件及び許可区域の概要は、以下の通りである。

区分	禁止区域・禁止物件	主な適用除外広告物									
	禁止されている地域・場所の例	許可を受けて出せる広告物	許可が不要な広告物								
禁止区域	<ul style="list-style-type: none"> ○第1種・第2種低層住居専用地域 ○第1種・第2種中高層住居専用地域 ○田園住居地域 ○特別緑地保全地区 ○景観地区的うち知事が指定する区域 ○旧美観地区※、風致地区 (知事の指定により出せる場所あり) ○保安林 ○文化財保護法の建造物及びその周囲 ○歴史的又は都市美的建造物及びその周囲、文化財庭園等の周囲 ○墓地、火葬場、葬儀場、社寺、教会 ○国、公共団体の管理する公園、緑地、運動場、動物園、植物園、河川、堤防敷地、橋台敷地 ○国立公園・国定公園・都立自然公園の特別地域 ○学校、病院、公会堂、図書館、博物館、美術館、官公署等の敷地 ○道路、鉄道及び軌道の路線用地及びそれに接続する地域で、知事の定める地域（4ページ及び5ページ参照） ○前記に掲げるもののほか、別に知事が定める地域 	<ul style="list-style-type: none"> ○自家用広告物で条件に合うもの（次ページ参照） ○道標・案内図板等の広告物で、公共的目的をもって表示するもの ○電柱等を利用し公衆の利便等の用に供するもの ○知事が指定した専ら歩行者の一般交通に供する道路上に表示するもの ○規則で定める公益上必要な施設又は物件に表示するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○自家用広告物で条件に合うもの（次ページ参照） ○他の法令の規定により表示するもの等 ○国又は公共団体が公共的目的をもって表示するもの ○公益を目的とした集会や催し物等のために表示するはり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアーチ・アーケードの支柱 ○自己の管理する土地等に管理上必要な事項を表示するもの ○冠婚葬祭や祭礼のためのもの 								
禁止物件	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">禁止されている物件の例</td> <td style="padding: 5px;">許可を受けて出せる広告物</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○橋、高架道路、高架鉄道及び軌道 ○道路標識、信号機、ガードレール、街路樹 ○郵便ポスト、公衆電話ボックス、送電塔、テレビ塔、照明塔、ガスタンク、水道タンク、煙突、無線塔、吸排気塔、形像、記念碑 ○石垣、がけ、土手、堤防、擁壁 ○景観重要建造物、景観重要樹木 ○その他知事の指定物件（パーキングメーター等） </td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;"><u>はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等のみが禁止されている物件</u></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○電柱、街路灯柱、消火栓標識 ○アーチ・アーケードの支柱 </td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	禁止されている物件の例	許可を受けて出せる広告物	<ul style="list-style-type: none"> ○橋、高架道路、高架鉄道及び軌道 ○道路標識、信号機、ガードレール、街路樹 ○郵便ポスト、公衆電話ボックス、送電塔、テレビ塔、照明塔、ガスタンク、水道タンク、煙突、無線塔、吸排気塔、形像、記念碑 ○石垣、がけ、土手、堤防、擁壁 ○景観重要建造物、景観重要樹木 ○その他知事の指定物件（パーキングメーター等） 		<u>はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等のみが禁止されている物件</u>		<ul style="list-style-type: none"> ○電柱、街路灯柱、消火栓標識 ○アーチ・アーケードの支柱 			
禁止されている物件の例	許可を受けて出せる広告物										
<ul style="list-style-type: none"> ○橋、高架道路、高架鉄道及び軌道 ○道路標識、信号機、ガードレール、街路樹 ○郵便ポスト、公衆電話ボックス、送電塔、テレビ塔、照明塔、ガスタンク、水道タンク、煙突、無線塔、吸排気塔、形像、記念碑 ○石垣、がけ、土手、堤防、擁壁 ○景観重要建造物、景観重要樹木 ○その他知事の指定物件（パーキングメーター等） 											
<u>はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等のみが禁止されている物件</u>											
<ul style="list-style-type: none"> ○電柱、街路灯柱、消火栓標識 ○アーチ・アーケードの支柱 											

※景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第1条の規定による改正前の都市計画法第8条の規定により定められた美観地区をいう（以下同じ。）。

（『屋外広告物のしおり』p.2 を改変）

(2) 土地所有状況・公有化の経緯

東西2箇所に分かれる史跡指定地は、いずれも公有地である。

東側指定地は、北区が公園用地として土地を取得し、史跡指定前には公有地になっていたものである。

西側指定地は、指定に至る経緯で述べたように、マンション建設に伴う事前調査中に史跡指定ならびに土地買上げの方針が決まり、公有地化が図られたものである。土地買上げに要する費用負担は国庫補助金が見込まれ、史跡指定申請書の提出前に北区土地開発公社が土地所有者から土地を先行取得した。史跡指定の翌年、区は北区土地開発公社から買戻す売買契約を結んで所有権移転し、史跡指定地は区所有地となった。買戻しに要した購入費は、史跡等買上げ（先行取得償還）事業として国庫補助金の交付を受け、10カ年で償還している。

また、追加指定地については、指定後に土地所有者から北区土地開発公社が購入し、次に区が史跡等買上げ（直接買上げ）事業として国庫補助金の交付を受け、北区土地開発公社から2カ年で買戻して区所有地になっている。

第3表 中里貝塚の調査履歴と公有化の経緯

	中里遺跡 (中里貝塚)	中里貝塚（史跡指定地）／合計面積：6,248.49 m ²		
		A地点	B地点	J地点
明治 19 年 (1886)	白井光太郎が「中里村介塚」として『人類学会報告』に初めて報告	2,177.45 m ² 2-19, 2-20, 4-25	2,256.25 m ² 8-3, 8-14, 9-13, 9-14	1,814.79 m ² 8-4, 8-5, 9-3, 9-17
明治 27 年頃 (1894 頃)	鳥居龍藏・佐藤傳蔵の調査			
昭和 33 年 (1958)	和島誠一のトレンチ調査	(和島トレンチ)		
昭和 57 年 (1982)	東北新幹線事業に伴う試掘調査を実施（中里遺跡）			
昭和 58 年 (1983)	“東北新幹線中里遺跡調査会”・“中里遺跡調査団”設立、本調査を実施			
昭和 59 年 (1984)	東北新幹線事業に伴う本調査が終了（中里遺跡）			
平成 2 年 (1990)	上中里 2-45（老人ホーム）と東田端 2-20（東日本旅客鉄道本社ビル）の発掘調査	最大厚 約4.5m の貝層を検出		
平成 8 年 (1996)	北区が公園用地として取得した“上中里 2 丁目広場”的発掘調査 10/12, 10/19 : 現地説明会を開催 11/13 : 天皇皇后両陛下が御見学	A 地点の調査		
平成 9 年 (1997)	7/14 : 『中里貝塚－発掘調査概報－』を発行			
平成 10 年 (1998)	3/2 : 貝塚町会館にて地元説明会を開催 上中里 2-6-9, 2-8-3, 2-4 の確認調査	12月 11 日 : 工事着手		
平成 11 年 (1999)	工場移転に伴う開発計画の事前調査（B 地点）	4月 1 日 : 広場の開園	B 地点の調査	
平成 11 年度末				3月 15 日 : 公有地化
平成 12 年 (2000)	上中里 2-6-2, 2-11-3, 2-18-2, 2-4, 2-10-13 の確認調査 10/21 ~ 11/19 : B 地点を再発掘し、貝層を一般公開 10/25 : 史跡のパンフレット・小冊子を発行	9月 6 日 : 国史跡に指定		
平成 13 年 (2001)	1/15 ~ 3/9 : B 地点の暫定整備（側溝・門扉等）			
平成 16 年 (2004)	9/22 ~ 12/15 : B 地点の園路等整備（園路・散水栓等）			
平成 20 年 (2008)	9/10 ~ 9/30 : B 地点の道路段差解消（アスファルト舗装・境界標設置）			
平成 22 年 (2010)	10/23 ~ 12/5 : 国史跡指定 10 周年記念の企画展 “奥東京湾の貝塚文化”を開催 11/21 : 企画展の会期中にシンポジウム “中里貝塚と縄文社会”を開催			
平成 23 年 (2011)	製油工場の解体工事に伴う確認調査（J 地点）			J 地点の調査
平成 24 年 (2012)				9月 19 日 : 追加指定
平成 25 年 ～平成 26 年	9/21 ~ 3/31 : J 地点の史跡広場拡張整備（フェンス・擁壁・門扉・側溝・植栽）			11月 2 日 : 公有地化
平成 29 年 (2017)	中里貝塚の『総括報告書』を刊行			
平成 29 年度 ～令和元年度		保存活用計画策定		